

令和5年3月 第1回佐々町議会定例会 会議録（1日目）

1. 招集年月日 令和5年3月7日（火曜日） 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3階 議場

3. 開 議 令和5年3月7日（火曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	平田康範君	2	川副剛君	3	横田博茂君
4	永田勝美君	5	長谷川忠君	6	阿部豊君
7	永安文男君	8	橋本義雄君	9	須藤敏規君
10	淡田邦夫君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古庄剛君	副 町 長	中村義治君	教 育 長	黒川雅孝君
総 務 理 事	山本勝憲君	事業理事兼 庁舎建設室長	水本淳一君	総 務 課 長	大平弘明君
税 財 政 課 長	藤永大治君	住民福祉課長	今道晋次君	保険環境課長	宮原良之君
多世代包括支援 センター長	松尾直美君	企画商工課長	落合健治君	建 設 課 長	山村輝明君
農 林 水 産 課 長	作永善則君	水 道 課 長	安達伸男君	会 計 管 理 者	藤永尊生君
教 育 次 長	井手守道君	農 業 委 員 会 会 長 事 務 局 長	金子剛君	農業委員会会長	吉野裕君

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議 会 事 務 局 長	松本典子君	議 会 事 務 局 書 記	濱野聡君

8. 本日の会議に付した案件

開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

1 議長出席会議報告

- (1) 西九州自動車道建設促進期成会 提案活動
- (2) 令和5年第1回（2月）長崎県後期高齢者医療広域連合議会 定例会
- (3) 長崎県町村議会議長会 第74回定期総会
- (4) 長崎県町村議会議長会議長・局長視察研修

2 議員派遣結果

- (1) 先進地視察研修（熊本県 南関町）
- (2) 町村議会広報クリニック

日程第4 行政報告

- (1) 報告第1号 専決処分した事件（和解及び損害賠償の額を定める件）
- (2) 報告第2号 専決処分した事件（令和4年度 佐々町一般会計補正予算（第10号））
- (3) 報告第3号 専決処分した事件（工事請負変更契約締結の件）

日程第5 委員会報告

1 総務厚生委員会

- (1) 所管事務調査
① 条例等について

2 産業建設文教委員会

- (1) 所管事務調査
① 条例等について
② 事業の進捗状況調査について

3 新庁舎建設に関する調査特別委員会

- (1) 特別委員会調査
① 新庁舎建設に関する調査について

4 タブレット端末導入調査特別委員会

- (1) 特別委員会調査
① タブレット端末導入に関する調査について

日程第6 一般質問

- (1) 9番 須藤 敏規 議員
- (2) 4番 永田 勝美 議員
- (3) 3番 横田 博茂 議員
- (4) 8番 橋本 義雄 議員

9. 審議の経過

(10時00分 開会)

— 開会 —

議長（淡田 邦夫 君）

おはようございます。

ただ今から令和5年3月第1回佐々町議会定例会を開会します。

開会にあたり、町長から御挨拶をいただきます。

町長。

町長（古庄 剛 君）

皆様、おはようございます。

本日、令和5年3月佐々町議会第1回の定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には大変お忙しい中に全員御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

3月5日、今回3年ぶりとなるジョギングフェスティバル in さざを開催いたしましたところ、町内外また県内外から総勢1,700名の方の御参加をいただきながら、小さなお子様から幅広い世代の多くの選手によりまして、佐々町の町内が活気づきました。

また、佐々町の河津桜・シロウオまつりを開催いたしまして、春の到来を告げる風物詩でありますシロウオ漁や、早春を彩る河津桜、菜の花など、天候にも大変恵まれまして、多くのお客さんが見えになりまして、佐々町の春を楽しんでいただいたところでございます。

新型コロナウイルス感染症の新規感染につきましては、全国的にも新規感染者数が減少しておりまして、新型コロナウイルス感染症が季節性のインフルエンザと同じ5類に移行するという報道がなされているところでございます。

県内の新型コロナウイルス感染症につきましては、感染状況の落ち着きを取り戻しているということではありますが、依然として一定の感染者数が確認をされておりまして、また、季節性インフルエンザも多くの患者が確認されているところから、町民の皆様方には引き続き感染対策防止のため、それから地域経済活動の確立のために、体調管理に十分御留意をいただきながら健康保持に努めていただければと思っておりますので、それからワクチンの接種のほうにも御協力をいただければと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、今回提案いたしました議案が29議案でございます。議員の皆様方には御理解をいただきながら、全議案につきまして御認定をいただきますようお願いを申し上げまして、開会にあたりましての御挨拶に代えさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）

本日の出席議員は全員出席です。

これより本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議長（淡田 邦夫 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により、2番、川副剛君、3番、横田博茂君を指名します。

— 日程第2 会期の決定 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第2、会期の決定を行います。

3月本定例会の会期については、さきにお配りいたしました日程表のとおり、3月7日本日から3月17日までの11日間にしたいと思います。

日程の内容については、順を追って説明を行います。

3月7日、本会議の1日目は、まず諸般の報告を行います。

1番目に、議長出席会議報告4件。

2番目に、議員派遣結果2件の報告を私から行います。

次に、行政報告です。3件の報告を町長からお願いいたします。

次に、委員会報告です。1番目に総務厚生委員会、所管事務調査、2番目に産業建設文教委員会、所管事務調査、3番目に新庁舎建設に関する調査特別委員会調査、4番目にタブレット端末導入調査特別委員会の調査の報告を、それぞれ委員長からお願いいたします。

次に、一般質問です。別紙質問通告書一覧表のとおり、6名のうち1番目から4番目の4名の方の質問です。1日目は、一般質問終了後、散会となります。

3月8日、本会議2日目です。7日に引き続き一般質問です。別紙質問通告書一覧表のとおり、5番から6番の2名の方の質問です。

次に、議案審議です。議案第3号から議案第17号までの15議案です。上程順位については、議案番号順の上程を予定しています。2日目は、審議終了後、散会となります。

3月9日、本会議3日目です。8日に引き続き議案審議です。議案第18号から議案第31号までの14議案です。上程順位については、議案番号順の上程を予定しています。議案第25号から議案第31号までの議案については、令和5年度予算関連となりますので、一括議題とします。施政の概要と予算説明の説明を求め、説明後、議案第25号から議案第31号までの各会計のかがみの朗読を各担当課長に行っていただき、その後、延会となります。

次に、後半の3月17日、本会議4日目です。令和5年度当初予算議案審議で、議案第25号から議案第31号までの7議案を予定しています。

次に、発議です。発議第1号から発議第3号の3件を予定しています。

その後、閉会中の委員会継続調査、閉会を予定しています。

なお、日程については、議事の進行により時間の延長もあろうかと思いますが、あらかじめ御了承いただきたいと思います。

以上のような手順を進めたいと思います。

本会議は、3月7日、8日、9日、17日です。

お諮りします。本定例会の会期は、3月7日本日から3月17日の11日間に決定することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

したがって、本定例会の会期は、3月7日本日から3月17日の11日間に決定しました。

日程表に従って議事を進めていきます。

— 日程第3 諸般の報告 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第3、諸般の報告に入ります。

まず、議長出席会議報告の4件を私のほうから行います。

諸般の報告、資料1です。議長出席会議報告。

1 番目は資料1ページから6ページです。

西九州自動車道建設促進期成会提案活動です。令和5年2月14日に国土交通省長崎河川国道事務所にて、長崎県の西九州自動車道建設促進期成会会員による提案活動を行っております。提案内容については、資料の2ページから6ページのとおりです。

2 番目の会議報告は、資料の7ページから45ページです。令和5年第1回（2月）長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会が、令和5年2月17日に、県内13市8町の広域連合議員及び広域連合事務局が出席し、長崎縣市町村会館で開催されました。

資料9ページ。同意議案第1号は、副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについての提案があり、古庄佐々町長が選任することに同意をいたしております。

続いて、資料の10ページから29ページです。

議員提出、議案第1号は、長崎県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報保護に関する条例の提案です。関連する法律の公布等に伴い条例を制定する必要があるため、条例案が提出され、原案のとおり可決されました。

続いて、資料29ページから31ページです。

議案第1号は、長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護に関する法律施行条例の提案です。関連する法律の公布等に伴い条例を制定する必要があるため、条例案が提出され、原案のとおり可決されました。

続いて、資料32ページから34ページです。

議案第2号は、長崎県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例及び人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の提案です。地方公務員法の一部改正により管理監督職の勤務上限年齢に関し、所要の整備を行うため、条例の一部改正案が提出され、原案のとおり可決されました。

続いて、資料34ページから35ページです。

議案第3号は、長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の提案です。令和5年度以降の低所得者に係る保険料均等割軽減判定に用いる額が見直されることに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部改正案が提出され、原案のとおり可決されました。

続いて、資料の35ページから36ページです。

議案第4号は、長崎県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の変更についてです。議会の議決を経て作成している広域計画において、個人情報保護条例が引用されている箇所があり、今回、個人情報の保護に関する法律が共通ルールとなることに伴い、所要の整備を行うため、変更案が提出され、原案のとおり可決されました。

続いて、資料36ページから40ページです。

議案第5号は、令和4年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）、議案第6号は、令和4年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、以上2件の補正予算につきましては、原案のとおり可決されました。

続いて、資料40ページから44ページです。

議案第7号は、令和5年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計予算、議案第8号は、令和5年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算、以上2件の令和5年度予算につきましては、原案のとおり可決されました。

続いて、資料44ページです。選挙第1号は、選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙についてです。資料にあります名簿のとおり委員と補充が当選されました。

続いて、資料の45ページ。議会運営委員の選任についてです。私淡田と新上五島町の大谷議員がそれぞれ選任されております。

同じく資料45ページ。一般質問です。2名の方の一般質問が行われております。

3番目の会議報告は、資料47ページから56ページです。

長崎県町村議会議長会第74回定期総会が令和5年2月17日に長崎県市町村会館で開催されました。会議の冒頭、町村議会議長会表彰が行われました。資料48ページに掲載の方が表彰され、会議に出席された3名の方に会長より伝達されております。

続いて、議事として、資料48ページから49ページです。

報告第1号 会務報告が提出され、承認されております。

次に、資料50ページから54ページです。

議案第1号 令和5年度長崎県町村議会議長会事業計画（案）が提出され、原案のとおり可決されました。

次に、資料55ページです。

議案第2号 令和5年度長崎県町村議会議長会歳入歳出予算（案）が提出され、原案のとおり可決されております。

次に、資料56ページです。

3項目の決議（案）が提出され、採択されております。

4番目の会議報告は、資料の57ページです。

長崎県町村議会議長会主催によります議長・局長視察研修です。研修期間は令和5年2月20日から2月22日で、沖縄県の竹富町役場において、竹富町の観光振興策についてと竹富町議会の議員の成り手不足解消についての研修を行いました。

次に、議員派遣結果を報告します。

諸般の報告、資料2です。

1件目は、先進地視察研修です。令和5年1月24日に議員8名で、熊本県南関町においてRPAを活用した業務改革についてをテーマに研修を行いました。

続いて2件目は、全国町村議会議長会主催の町村議会広報クリニックです。令和5年2月15日に全国町村議員会館において開催され、川副議会広報副委員長と横田広報委員の2名が出席しております。

今報告いたしました議長出席会議報告4件、並びに議員派遣結果2件の関係資料は、議員控室に置いておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、日程第3、諸般の報告を終わります。

— 日程第4 行政報告 —

議 長（淡田 邦夫 君）

続いて、日程4、行政報告に入ります。

3件の報告をお願いいたします。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

それでは、報告の第1号でございます。

報告第1号 専決処分した事件。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記のことについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。令和5年3月7日提出、佐々町長。

記。1、専決処分した事件名、和解及び損害賠償の額を定める件。

2、専決処分年月日、令和5年2月15日。中身につきましては、建設課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）
建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

1 ページをお開きください。

専決処分書。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに町長の専決処分の指定に関する条例（平成26年佐々町条例第1号）第2条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和5年2月15日専決。佐々町長。

1、専決処分する事件名。和解及び損害賠償の額を定める件（公用車交通事故（物損事故）における和解及び損害賠償）。

2、専決処分事件発生年月日。令和5年2月15日。

3、損害賠償額。13万9,871円です。

次ページをお開きください。

4、和解及び損害賠償の相手方。記載のとおりでございます。

5、事故の概要。道路維持補修班が除草作業を行うため、作業予定地近くのスペースに公用車トラックを駐車し、車から降りようと左側ドアを開けた際、ドアが風にあおられ勢いよく開いてしまい、左隣に駐車してあった相手方軽自動車の前方ドアに接触し傷つけたものです。事故の場所につきましては、別紙の資料の2枚目と3枚目に事故の場所と事故の現場写真を付けさせていただいております。

6、和解の概要。町及び相手方は、上記事故の責任割合を町側10割、相手方ゼロ割とし、本件事故に関する一切の損害賠償金として、車両の修理等に係る費用13万9,871円を、町が相手方に支払うものとする。今後本件に関しては双方とも裁判上又は裁判外において一切異議申立て、請求を行わないことを誓約する。

資料をお願いいたします。

事故の概要につきましては、2ページと裏面と2ページですけれども、場所と、開いて傷つけたドアの写真を添付させていただいております。

事故の概要、和解内容でございますけれども、資料の中段になります、事故当事者甲が佐々町になりまして、佐々町の損害額がゼロ円。乙が相手方になりますが、そちらが13万9,871円です。責任割合が、甲、佐々町が100%になっておりますので、その額13万9,871円をドアの修理費用として、乙・相手方に支払うものとなっております。

損害賠償の額は、13万9,871円です。

この和解及び損害賠償に係る歳入歳出予算の補正を、この後の報告第2号でお願いさせていただいております。

事故を受けての対応でございますけれども、度々の事故で申し訳ないんですけれども、道路維持補修班を対象に、また、今後同様の事故が発生しないよう安全教育を行っているところでございます。

御迷惑お掛けして大変申し訳ありませんでした。

議長（淡田 邦夫 君）
町長。

町長（古庄 剛 君）

報告第2号 専決処分した事件。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記のことについて、別紙のとおり専決処分したので、同

条第2項の規定によりこれを報告する。令和5年3月7日提出、佐々町長。

記。1、専決処分した事件名、令和4年度佐々町一般会計補正予算（第10号）。

2、専決処分年月日、令和5年2月15日。中身につきましては、税財政課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

それでは、次のページをお開きください。

令和4年度佐々町一般会計補正予算（第10号）。

令和4年度佐々町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億164万4,000円とする。2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月15日専決、佐々町長。

次の1ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入。20款諸収入、補正額14万円、計1億3,484万9,000円。4項雑入、補正額14万円、計8,384万3,000円。

歳入合計、補正額14万円、計83億164万4,000円。

歳出。8款土木費、補正額14万円、計9億4,201万1,000円。1項土木管理費、補正額14万円、計9,719万9,000円。

歳出合計、補正額14万円、計83億164万4,000円。

2ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては割愛をさせていただきます。

3ページをお願いいたします。

歳入で自動車損害共済金、歳出で公用車の交通事故損害賠償金ということで、先ほどの報告第1号に伴う補正予算の専決処分をさせていただいております。よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

報告第3号 専決処分した事件。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記のことについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。令和5年3月7日提出、佐々町長。

記。工事請負変更契約締結の件。

中身につきましては、教育次長をもって説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

それでは、次のページをお願いいたします。

専決処分書。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成26年3月14日、議会の議決により指定された「町長の専決処分の指定に関する条例（平成26年佐々町条例第1号）」に基づき、次のとおり専決処分する。

令和5年2月22日、佐々町長。

記。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年佐々町条例第22号）第2条に基づく契約において、1件につき500万円以内の契約金額の変更を行うものです。

裏面をお願いいたします。

別紙。工事名。変更前、令和4年度町民体育館屋根外壁改修工事、変更後、変更前に同じでございます。

工事概要。変更前、屋根改修工事（防水工事）、面積1,344平米、金属系外装板新設工事、面積1,532平米、塗装工、面積1,054平米、窓枠及びサッシのシーリング延長650メートル、外灯照明設備のLED工事26か所、外部足場工事一式。変更後、屋根改修工事（防水工事）、面積、同じでございます。金属系外装板新設工事、面積1,543平米、塗装工、面積1,043平米、窓枠及びサッシのシーリング、以下、変更前に同じでございます。

契約方法、変更前、指名競争入札による落札者と契約、変更後、現契約者と随意契約。

契約金額、変更前、1億1,363万円、うち消費税1,033万円、変更後、1億1,775万3,900円、うち消費税1,070万4,900円。

契約相手人、変更前、佐々町小浦免4番40、株式会社西日本建設佐々支店 支店長 松本慶太。変更後、変更前に同じでございます。

工期、変更前、令和4年8月30日から令和5年2月27日、変更後、変更前に同じでございます。

続きまして、資料のほうを添付させていただいておりますので、今回、契約変更になりました内容について説明をさせていただきます。

資料の1ページ目をお願いいたします。

まず、工事の契約概要ということで、主な内容を記載しております。

続きまして、2ページから6ページに平面図、側面図を添付しておりますが、今回の変更につきまして、赤文字の箇所が増額要因、青文字の箇所が減額要因でございます。

それでは2ページをお願いいたします。

屋根の平面図になります。

1点目は、こちらの図面の広く赤く塗っている箇所になりますが、①でございます。こちらは当初屋根の部分を洗浄後、そのまま塗装することとしておりましたが、既存の下地の塗装の劣化が激しく、原設計のまま塗装すると早く剥がれるおそれが出たため、既存の下地を研磨し塗装する必要が生じ、増額したものでございます。

2点目になります。3ページ、4ページ、5ページ、6ページになります。

こちらは、それぞれ側面図が書かれておりますけれども、外壁全体となりますので、色塗りはしていませんが、躯体のひび割れや表面の浮きが想定よりも多かったため、改修数量の増加に伴い増額したものでございます。

次に、3ページをお願いいたします。

3点目は、3ページの側面中央の窓がございまして、窓の上に細く赤塗りしている箇所になります。

②番ですが、こちらはトレーニング室の出窓の屋根部分になりまして、モルタルに浮きが見られたことから、上から板金を張る方法に変更して増額したものでございます。

4点目は、4ページと6ページをお願いいたします。

③番になりますが、赤色のタラップ、はしごを赤色で記載しております。そのタラップの改修の変更ですけれど、既存のタラップをそのまま再利用する予定でしたが、塗装のため一時取り外しておりましたが、長年使用していた影響によりまして、ひずみ、曲がり著しくございました。再取付けが不可能となりましたので、新設する方法に変更したものでございます。増額したものでございます。

5点目は5ページと6ページをお願いいたします。

青文字の3番で書いております。手すりを記載しております。こちら佐々中学校側と公民館側でございますが、体育館の外側の通路に設置している手すりでございます。その仕様の変更を行ったことで、こちらは減額したものでございます。

主に以上のような変更により、今回専決処分の契約変更をさせていただいております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから報告に対する質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。行政報告を終わります。

以上で、日程第4、行政報告を終わります。

— 日程第5 委員会報告 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第5、委員会報告に入ります。

まず、総務厚生委員会の所管事務調査の報告を委員長からお願いいたします。

6番。

（総務厚生委員長 阿部 豊君 登壇）

総務厚生委員長（阿部 豊 君）

6番、阿部豊でございます。私のほうから総務厚生委員会の調査報告をさせていただきます。今回、令和5年1月27日と令和5年2月3日に2日間にわたって行っております。各日程ごとで報告させていただきます。

1月27日の報告につきましては、条例等について4件、その他緊急を要する事案について1件、その他報告3件を受けておりますが、条例等についての1件とその他緊急を要する事案につきましては、1月31日の臨時議会において報告をしておりますので割愛をさせていただきます。

項目ごとに報告させていただきます。

条例等について、1件目、佐々町納税組合助成金交付条例の廃止について、税財政課案件。今回の議案第7号の事案でございます。

内容につきましては、納税組合が現時点でないこと、今後も新たにできる見込みもないことから条例を廃止したい。

参考経過としまして、この条例につきましては、昭和39年制定の条例でございまして、昭和50年度まで助成金の交付の決算があると、それ以降がないというようなことでございます。

委員から、類似の条例、他市町村の状況はいかにという確認があり、条例はなく、各市町交付要綱や交付規則がある県内市町は7市町あるということでございました。

委員会としまして、内容を確認、次の定例会で議案として提案予定されており、各委員へ十分な検討を願い終了しております。

2件目、附属機関の設置に関する条例の一部改正についてでございます。保険環境課、水道課、教育委員会案件です。今回の議案第17号でございます。

内容としましては、まず、佐々クリーンセンター基幹的設備改良工事総合評価審査委員会、また、し尿等前処理施設建設工事総合評価審査委員会、この両委員会につきまして、全ての事務が終了したため、当該委員会を削除する一部改正を行いたいという内容でございます。

また、佐々町部活動の在り方検討委員会。内容と詳細については産業建設文教委員会で説明予定であります。新たな附属機関の設置が予定されており、3月定例会で追加予定であるという内容でございます。

委員から、工事の監理はいかにという確認があり、執行部側の回答としまして、町に専門的な知識、ノウハウが不足しているため、補うために、設計施工監理の業務委託を入れるべく業者選定を現在進めているという回答でございました。

委員会としまして、内容を確認、次の定例会で議案として提案予定されており、各委員へ十分な検討を願い終了しております。

3件目、佐々町国民健康保険診療所条例の一部改正について、多世代包括支援センター案件でございます。今回の議案第15号でございます。

内容としましては、経過及び変更理由ということで、令和4年4月に開設した小児発達専門外来、小児科・精神科でございます。現在、毎月1回第3金曜日行っており、5名から11名の1日あたりの患者で推移しておると。常に診療予約が詰まっております。令和5年4月診療までの予約が詰まっている状況であると。新規患者受診は約3か月から4か月待機状況であり、早期療育につながっているとは言い難いと。月1回から月2回に増やしたいと、令和5年4月から増やしたいということでございました。

委員から、確認としまして、予算はいかにということで、新年度予算、医師の委託料及び作業療法士報酬を2倍計上予定と。収支見通しの確認もあっております。

回答、執行としましては、歳出は上回るが交付税の範囲内で対応可能と、結果一般財源持ち出しはないということでございました。

委員会としまして、内容を確認、次の定例会で議案として提案予定されており、各委員へ十分な検討を願い終了しております。

4件目の佐々町営駐車場設置条例の廃止については、臨時議会で報告しておりますので割愛させていただきます。

また、その他緊急を要する事案、出産・子育て応援給付金事業につきましても、臨時会で報告しておりますので割愛させていただきます。

その他報告として、3件報告を受けております。

1件目、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）について、保険環境課案件でございます。「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づいて作成しておるということで、事務事業編としまして、役場庁舎、出先機関の施設、公用車を対象とした内容でございました。

続きまして、2件目、国保財政の見通しについて、保険環境課案件でございます。

県から、令和5年度佐々町納付金が示され、収支状況及び今後の見通しについて説明を受けております。町としましては、令和5年度は税率改正は行わず、据置きで運営が可能と。しかしながら単年度収支で見るとマイナスとなっており、状況としましては基金取崩しで賄っていると。今後必要な税率改正については検討が必要という内容でございます。

3件目、新庁舎建設工事に係る現場事務所について、総務課案件でございます。

1月23日、新庁舎の特別委員会で説明を受けた内容と同じでございまして、工事範囲外に現場事務所設置を予定していたが、設置可能スペースが現庁舎駐車場に限られ、工事期間中の役場利用者等の駐車場確保のため、できる限り避けたいということで、第7分団詰所横駐車場鉄骨は耐震性がなく、将来的にも解体が必要となり、新庁舎建設の附帯工事として庁舎建設で対応と。契約変更にて解体し、現場事務所用地としたいという内容でございました。

なお、参考までに、撤去後は、約20台分の駐車場として利用できる見込みであるということでした。

以上でございます。

詳しくは、お手元の委員会報告を御参照ください。

続きまして、2月3日でございます。出席者は全員5名出席でございます。所管事務調査、条例等について、8項目、内容としましては、10条例の調査を行っております。

項目ごとに入ります。

1、条例等について、1件目。佐々町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、総務課案件でございます。今回の議案第3号から5号の内容でございます。

概要としましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第51条の規定による個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、関係条例の整備を行うというものでございます。個人情報保護に関する官・民3本の法律を一本化に統合。また、地方公共団体の個人情報保護条例について、統合後の法律における全国的な共通ルールを設定するというものでございます。

佐々町の経過としましては、平成15年の国の個人情報の保護に関する法律が制定されたことに伴い、平成17年4月に施行ということで、平成17年4月に佐々町個人情報保護条例の制定、施行を行っておるという状況でございます。

今回の議案第3号 佐々町個人情報の保護に関する法律施行条例、また、議案第4号の佐々町情報公開・個人情報保護審査会条例を制定すると、新規ですね。この条例の中で廃止条例としまして、佐々町個人情報保護条例、2件目、佐々町特定個人情報保護条例を新規条例の制定に基づく廃止、また、新規条例の改正附則において、廃止、経過措置を規定するというものでございました。

改正としまして、今回の議案第5号の中で、佐々町情報公開条例、また、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、また、佐々町暴力団排除条例、また、佐々町私債権管理条例、この4条例につきまして、個人情報保護に関する法律及び新規・廃止条例の引用条文の改正、情報公開・個人情報保護審査会設置に係る改正ということで、改正条例を議案第5号として今回提案されるというような内容でございます。

委員から、地方自治体としまして、今回の改正の1番の要点はいかんという確認があり、執行としましては、大きなポイントとしまして、データ活用、個人情報を守りながら、現在の課題や対応策、施策に活用していくという内容でございます。

また、委員からの確認としまして、法律と条例の関係が資料的に不明確ではという指摘があり、執行側としましては、今回、本会議のほうでポイントが分かりやすい資料に改善したいということでした。

委員会としましては、内容について確認、次の定例会で議案として提案予定されており、各委員へ十分な検討を願い終了しております。

2件目、佐々町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、総務課案件でございます。今回の議案第6号案件でございます。

概要としましては、準用する正規職員の給与条例が改正された場合の取扱いを定めるため、改正を行いたいというものでございます。

詳細としましては、会計年度任用職員の給与は勤務条件通知により決定をしておると、準用

する正規職員の給与条例が人事院勧告で改正されても、任用時の勤務条件通知により支給を行っているということで、その旨を条例に明記したいというものでございます。

その他の処遇改善としまして、2点、傷病、休暇の取扱いについて。現在まで公務以外でのけがや病気による休暇は無給ということでございましたが、規則改正による有給に改正をしたいと。

2件目、人間ドッグの受診についてでございます。現在、有給休暇にて対応しておるものを職務専念する義務の免除、いわゆる職専免の規則改正ということで、この分を処遇改善をしたいということでございました。

委員から、このタイミングでの改正は他市町村を参考に検討されたのかという指摘があり、執行としましては、本町と大村市のみが現在有給処理ということで、労働組合からの処遇改善要求があり、今回取り組むというものでございました。

委員会としましては、内容を確認、次の定例会で議案として提案予定されており、各委員へ十分な検討を願い終了しております。

続きまして、佐々町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。住民福祉課案件でございます。今回の議案第8号の議案でございます。

概要としましては、関係する法律及び省令が公布されたことから、市町村が従うべき基準として一部改正を行いたいというものでございます。改正根拠法律が、法律が1件、省令が2件ありまして、施行期日が令和5年4月1日ということでございます。

詳細の内容としましては、保育園の送迎バスの児童置き去り事件に係る安全管理の徹底に関する基準、また、児童虐待が社会問題となっている現状を踏まえ、民法の懲戒権に関する規定の見直しということでございます。

委員から、衛生管理等は基準省令を参酌して定めるとあるが考え方はいかんということで、執行側は国の基準どおりの改正と考えられておりますが、詳細のところ、「努めなければならない」に際し、町の考えはという確認がっております。協議が足りない部分があると。議案提出までに再度内部協議を行いたいということでございました。

委員会としましては、内容について確認、次の定例会で議案として提案予定されており、各委員へ十分な検討を願い終了しております。

続きまして、4件目。佐々町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。住民福祉課案件、議案第9号案件でございます。

これにつきましても、関係する法律及び省令が公布され、市町村が参酌すべき基準として一部改正を行いたいというものでございます。改正根拠法律等が、省令が1件。

内容としましては、安全計画の策定、自動車を運行する場合の所在の確認の義務化、業務継続計画の策定等、また、衛生管理等でございます。

施行期日が令和5年4月1日ということで、委員から、令和6年3月までの経過措置はいかんという確認があり、執行側としましては、国の経過措置と同様としたというものでございました。

委員会としましては、内容について確認、次の定例会で議案として提案予定されており、各委員へ十分な検討を願い終了しております。

続きまして、5件目、佐々町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。住民福祉課案件、今回の議案第10号案件でございます。

この件につきましても、関係する法律が公布されたことにより一部改正を行うということで、関係根拠法律としまして、法律1件、また、内閣府令が1件、また、あわせまして、引用条文に関するものとして、こども家庭庁設置により、関係省庁からこども家庭庁に所掌事務が移管されることに伴い、関係大臣の権限や内閣総理大臣の権限等の規定の整備が行われること

によるものということで、施行期日、令和5年4月1日というものでございます。

委員会としましては、内容について確認、次の定例会で議案として提案予定されており、各委員へ十分な検討を願い終了しております。

6点目、佐々町子どものための教育・保育給付に関する条例の一部改正についてでございます。住民福祉課案件、今回の議案第11号でございます。

内容としましては、この分も関係する法律が公布。引用している条例について、関係条文の整理を行うというものでございまして、関係根拠法律も1件、引用条文に関するもの、先ほど報告しました部分で、権限等の規定が整備されるものでございます。

施行期日が令和5年4月1日ということでございました。

委員からの確認としまして、町立保育所及び認定こども園等の規定はいかにという確認があり、執行部側としましては、この分につきましては、上位法の児童福祉法、子ども・子育て支援法によって運営されており、国の基準によるというものでございました。

委員会としましては、内容について確認、次の定例会で議案として提案予定されており、各委員へ十分な検討を願い終了しております。

続きまして、佐々町子ども・子育て会議条例の一部改正について、住民福祉課案件でございます。今回の議案第12号案件でございます。

概要としましては、この分も関係する法律が公布。引用している条例について関係条文の整理を行うというものでございます。改正根拠法律等につきまして、法律1件、また先ほどと同様、引用条文に関するものとしまして、こども家庭庁設置によるもので、関係省庁からこども家庭庁に所掌事務が移管されることに伴い、審議会の規定の整理が行われることによるものということで、施行期日が令和5年4月1日ということでございます。

委員会としましては、内容について確認、次の定例会で議案として提案予定されており、各委員へ十分な検討を願い終了しております。

最後に8番目、佐々町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてでございます。住民福祉課案件。今回の議案第13号、案件でございます。

この分につきましても、関係する法律が公布されたことにより、引用している条例について関係条文の整理を行うというものでございます。改正根拠法律が法律1件、あわせて引用条文に関するものが、先ほどと同様、こども家庭庁設置により関係省庁からこども家庭庁に所掌事務が移管されることに伴い、関係大臣の権限や内閣総理大臣の権限等の規定の整備が行われることによるものでございます。

施行期日が令和5年4月1日ということでございます。

委員会としましては、内容について確認、次の定例会で議案として提案予定されており、各委員へ十分な検討を願い終了しております。

以上でございます。詳しくは、お手元の委員会報告を御参照ください。

（総務厚生委員長 阿部 豊君 降壇）

議 長（淡田 邦夫 君）

次に、産業建設文教委員会、所管事務調査の報告を委員長からお願いいたします。
5番。

（産業建設文教委員長 長谷川 忠君 登壇）

産業建設文教委員長（長谷川 忠 君）

産業建設文教委員会、所管事務調査の概要について報告いたします。

令和5年1月23日に開催の所管事務調査の案件につきましては、さきの臨時会で報告をいたしましたので、その他報告1件のみ報告させていただきます。

その他報告として、高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う経過等について、農林水産課から報告を受けました。

続いて、令和5年2月7日火曜日午前10時より、佐々町役場3階第1会議室にて委員会を行いました。

所管事務調査（1）条例等について3件の説明を受けました。

①佐々町地域交流センター条例の一部改正について、教育委員会からの案件です。

地域交流センターの1階多目的室1の空調設備設置に伴い、冷暖房使用料について、条例に追加し改正を行うとの説明を受けました。

委員から、基本的にはできるだけ低料金で、可能であれば無料にできないかとの意見があり、スポーツ少年団などが使用する場合については、再度整理をしたいとの回答を受けました。

②附属機関の設置に関する条例の一部改正について、教育委員会、水道課の案件です。

1、佐々クリーンセンター基幹的設備改良工事総合評価審査委員会と、し尿等前処理施設建設工事総合評価審査委員会について、委員会として役割が終了したことから、今回削除をしたいとの説明を受けました。

2、佐々町部活動の在り方検討委員会が令和5年4月に設置されることに伴い、別表に追加したいとの説明を受けました。

③佐々町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定等について、総務課案件です。

1、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第51条の規定により、個人情報保護に関する法律の改正に伴い、新規制定2本、条例改正4本、条例廃止2本の例規整備を行うとの説明を受けました。

委員から、従来の法律は個人の権利、利益を保護することを目的とすると、この部分は変わっていないが、新法律では個人情報の適切かつ効果的な活用が新たな産業の創出及び活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するもので、個人情報の有用性に配慮するとあるが、これまでの個人情報保護条例を今回改正するにあたっては、慎重審議の必要があるとの意見がありました。

所管事務調査（2）事業の進捗状況調査について、全課よりの案件です。投資的事業の進捗状況について、各課から説明を受けました。

その他報告事項について、8件、その他報告を受けました。

①佐々駅舎テナント募集結果について、企画商工課から募集を行ったが、公募者がいなかったため、再度募集を行う旨の報告を受けました。

②運送業・交通事業者への支援について。燃油費高騰の影響を受けている町内事業者に対して、燃油費の一部の支援を予定しているとの報告を受けました。

③事業の繰越について。農林水産課、建設課からそれぞれ報告を受けました。

④和解及び損害賠償について、建設課から概要と再発防止対策についての報告を受けました。

⑤西九州自動車道4車線化工事について。

⑥佐々川及び木場川の伐採、浚渫について。

⑦主要地方道佐々鹿町江迎線、志方・古川間の道路拡幅について、建設課から進捗状況の報告を受けました。

⑧町民体育館屋根外壁改修工事（行政報告分）について。教育委員会から、工事内容に変更が生じ、300万円から400万円程度の増額が見込まれるため専決処分により契約変更を行い、事業を進めたいとの報告を受けました。

以上で、産業建設文教委員会の報告を終わります。

（産業建設文教委員長 長谷川 忠君 降壇）

議 長（淡田 邦夫 君）

次に、新庁舎建設に関する調査特別委員会の調査の報告を委員長からお願いいたします。
6番。

（新庁舎建設に関する調査特別委員長 阿部 豊君 登壇）

新庁舎建設に関する調査特別委員長（阿部 豊 君）

6番、阿部豊でございます。

私のほうから、新庁舎建設に関する調査特別委員会の報告をさせていただきます。

開催日時が令和5年1月23日、出席委員は6名全員出席でございます。

説明のための出席者として、中村副町長、黒川教育長、山本総務理事、水本事業理事兼庁舎建設室長、松田庁舎建設室長補佐、西庁舎建設室係長が出席しております。

案件としましては、新庁舎建設に関する調査について、事業費について、スケジュールについての2件でございます。

項目ごとに報告します。

事業費についてでございます。事業費については、請負額の年度間振分け及び実際の支払いの流れについて説明を受けております。

工事名が、令和4年度佐々町新庁舎建設工事、請負者、谷川建設・大成住宅特定建設工事共同企業体。請負額20億2,070万円、うち消費税1億8,370万円。予定価格としましては、21億9,787万7,000円。請負額との差としまして、1億7,717万7,000円でございます。契約日、令和4年12月14日。工期としまして、660日間ということで、令和4年12月15日から令和6年10月4日まででございます。

請負額の年度間振分け及び実際の支払いの流れについては、資料により説明を受けております。

また、工事費内訳について、主な工種ごとに、前回入札設計額と契約分設計額の差額及び率について説明を受けております。

また、工事内容の変更についての説明も受けております。

その他としまして、事業費のその他で、いわゆる現場事務所の件、総務委員会報告でしましたとおり、第7分団詰所横、町有地についての説明も受けております。

委員から、工事費内訳、鉄骨、デッキプレートの仕様変更の確認、また、外装、屋根の仕様の一部変更の詳細の確認、また、建設工事と並行し電算や備品整理等のスケジュールの確認、また、デッキプレート、屋根等の仕様変更とあるが、デザイン性の問題、設計者との意図等を含めた設計者との協議を行っていたのかという確認もしております。

気になる点としまして、キャノピーを1工区から今回除外されておると、詳細説明を受けております。執行側としましては、キャノピーというのは、いわゆる入り口等歩行者の屋根の部分でございます。執行側は、キャノピー自体はほかの外構工事の際にも可能であるため、今回の発注に際しては外したということでございます。

意見としまして、キャノピー、いわゆる入り口等歩行者の屋根の分については、住民の方々が一番必要なものであると判断し、再度の検討を求めています。

2点目、スケジュール等についてでございます。

請負者提出の工程表により説明を受けております。また、起工式が3月19日の日曜日に予定

されておるといふことで、各議員への出席を求めています。

委員会としましては、内容について確認、継続調査案件として終了しております。

その他の案件で、2件、委員からの提案を含めた内容がありました。

まず1点目、受動喫煙問題も解決できる喫煙コンテナボックスの提案についてでございます。昨今、新庁舎での喫煙室について問題となっております。いわゆる適正でない場所で吸うことが社会悪であり、適正な場所で吸う権利もあるのではないかと、町民も使える喫煙所、受動喫煙問題も解決できる喫煙コンテナボックス、プラズマ脱臭機により99%を浄化、室外に漏らさないといふことで、付近を通行する住民の副流煙の心配もなく完全分煙と。スロープなしのバリアフリー化の実現、車椅子の住民の方も喫煙可能と導入メリットについて、川副委員からの説明を受けております。

委員としましては、喫煙者、非喫煙者が快適に過ごせるまち、共存できるまちづくりを目指すのではないかと考え、今からの導入を含めて、設置スペース、導線等を検討していただければといふことで提案をされております。

その他の委員からの意見としましても、現在、文化会館横に、場所の確保を執行側としましては考えられておると。再考の余地があれば、是非導入を考えていただきたいという意見や、また、文化会館利用者も含めて屋外の雨の日には濡れる場所の確保のみの計画であると、現在がですね。両方の住民の方々含めた、共用できるような場所を含めた検討を願われております。

執行側としましては、中村副町長から、委員から提案があったこの件について、議会と執行と一緒に研究を重ね、よい方向に向くよう検討させていただきたいといふことでございました。

2点目としまして、駐車場敷地の一部をコンビニエンスストア誘致できないのかといふことで提案がっております。

佐々町のシンボル建設、魅力となるアイデアをできるだけ詰め込み、多くの人が集うようにするため、誘致できないか。ATM問題、24時間の公的サービス実施も可能と。借地契約を結ぶことで収入を得、維持補修に充当可能と。例としまして、神奈川県のア野市、日本では初めて、平成19年市役所敷地内にコンビニ誘致と。他自治体も取り入れている現状があり、十分に検討すべきと考えるがいかにと、提案を含めた意見が横田委員のほうからあっております。

執行側としましては、コンビニエンスストアの庁舎内への出店について、内部的に一度検討した経緯があるが、この件については無理であったと。内部設置が無理であるといふことで回答を得ていると。今回の提案は、敷地内への、庁舎内ではなく、敷地内への誘致の提案といふことであるといふことで、改めて調査、研究をさせていただきたいといふ、執行側の回答があっております。

以上でございます。

詳しくは、お手元の委員会報告を御参照ください。

（新庁舎建設に関する調査特別委員長 阿部 豊君 降壇）

議長（淡田 邦夫 君）

次に、タブレット端末導入調査特別委員会の調査の報告を委員長からお願いいたします。
2番。

（タブレット端末導入調査特別委員長 川副 剛君 登壇）

タブレット端末導入調査特別委員会（川副 剛 君）

2番、川副剛でございます。

タブレット端末導入調査特別委員会の概要について報告いたします。

令和5年2月10日金曜日10時から調査を行いました。

案件は、タブレット端末導入に関する調査についての1件です。

1、令和5年度当初予算について、事務局より説明を受けました。

タブレット端末は、議会分 iPad Pro のセルラープラス Wi-Fi モデルを13台、三役 iPad Pro の Wi-Fi モデルを3台、管理職分 iPad Air の Wi-Fi モデルを15台を購入予定としていることを確認しました。

端末のほか諸費用を含め導入1年目のコストについては、約750万円、2年目以降は約170万円のランニングコストがかかることを確認しました。

次に、2、佐々町議会会議規則の一部改正（案）について、事務局より案について説明を受けました。

第107条の2として、情報通信端末機器の使用を追加し、タブレットを議場や会議室へ持ち込み、活用できる内容の改正を予定していることを確認しました。

次に、3、情報通信端末機器使用基準（案）について、他議会を参考に作成したタブレットの使用基準（案）について説明を受けました。

委員より、第11条のアプリの管理については再検討するよう提案があり、事務局で再検討することを確認しました。

最後に、当委員会として調査する案件はおおむね終了したが、電子データ化する文書とオンライン会議の導入の2項目についての検討がまだできていないので、タブレット端末導入後、運用しながら出てきた諸問題やルールの見直しとあわせて、今後は全員協議会で取り扱っていただきたい旨を、2月の全員協議会及び3月定例会へ報告することを確認しました。

以上で、タブレット端末導入調査特別委員会の報告を終わります。

（タブレット端末導入調査特別委員長 川副 剛君 降壇）

議長（淡田 邦夫 君）

委員長からの報告が終わりました。

以上で、日程第5、委員会報告を終わります。

30分まで暫時休憩といたします。

（11時13分 休憩）

（11時25分 再開）

— 日程第6 一般質問（須藤敏規議員） —

議長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、一般質問を行います。

それでは、質問通告書の順で発言を許可します。

一問一答方式により、9番、須藤敏規議員の発言を許可します。

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

議長の許可をいただきましたので、通告書に基づきまして質問をさせていただきます。

今回は2点から、1つは農業政策の方向性についてということと、2点目は民事基本法制の

見直しでの今後の取組みについてということで、それぞれ3点ずつの視点からお尋ねをしていきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

須藤議員、マスクいいですか。外しても結構です。
9番。

9 番（須藤 敏規 君）

農業委員会会長さんにおかれましては、本日は参集いただきまして本当にありがとうございました。農業委員会の公選制が廃止されてから、はや6年目になろうとしておりますけども、農業についての専門の立場から御指導いただく立場で御参集いただきまして、よろしく願いいたします。

まず、通告書によりまして、令和5年の農業委員会だよりの第49号の中に、一定の面積50アールの要件が令和5年4月1日から廃止とあったわけです。そういうことで、今後、農業への新規参入者を増やす目的は理解しているところでございますけども、混乱するのではないかと懸念をいたしております。

そこで、行政機関の農業委員会として客観的なこの許可の判断基準はどうだろうかということで、まず第1点目としてお尋ねをいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

農業委員会会長。

農業委員会会長（吉野 裕 君）

お答えします。今回、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件の廃止について。

現場の農業委員会からは、投機的な農地の取得や無秩序な小面積の農地所有者との参入により、農地利用者の集積、集約化への支障などの懸念や不安の声が上がっているのは現状です。

現在の農業委員会による農地法第3条の許可基準につきましては、①耕作に必要な機械の保有状況、労働力、技術の有無、②農作業への年間従事日数150日、③50アール以上面積を経営、④周辺農地の集約化や水利利用への影響の有無について、基準を定例農業委員会で審議しております。

御質問の下限面積要件廃止後につきましては、今後、農業者の減少、高齢化が加速する中、経営規模の大小にかかわらず、意欲を持って農業に新規参入する方を取り込むことが重要と考えます。農地等の全てを効率的に利用して、確実に耕作等の事業が行われることを条件に許可をしたいと考えております。

議 長（淡田 邦夫 君）

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

ありがとうございました。

農地法の第3条第2項以降の説明をいただきましたけども、例えの話は駄目なんですけど、1アール取得しての農家をする方と10アール持って農家をする方がもしおられた場合、今説明があられた機械を購入したり、150日するとか、周辺農地のことを考えたり、水利の問題など、それぞれ地域の営農集落の関係者それぞれ取り扱いが違うんじゃないかと思ってるわけです。組合費の問題もありますから、そこら辺の農家としての位置づけをどのように考えておられる

のか。農林業センサスによりますと、農家とは10アール以上のさっき言われた条件の方と書いてあるもんですから、果たして今度1アールとかそれ以下で、家庭菜園的なことで農地の取得を求めてこられた場合、そういうのをどういう判断基準をなさっているのかなというのを、方法については理解しているつもりでございますけども、来月から始まるもんですから、許可判断基準は統一したものを、個々じゃなくて、どのように持っておられるのかなということでお尋ねしたいんですけども。再度見解をお尋ねしたいです。

議 長（淡田 邦夫 君）
農業委員会会長。

農業委員会会長（吉野 裕 君）

極小面積ですね、小さい面積でも、それが自家菜園、自家消費を目的とする農作物の栽培に要する場合であっても、許可をすることは可能であります。権利取得後、当該農地、例えば、その中の一部だけの事業しか行っていないとか、近傍の当該農地と自然的条件の利用上の条件が似ている農地の生産性と著しく劣ると認められる場合は、農地等、効率的に利用耕作しているとは認められないというふうに判断していきたいと思っております。

議 長（淡田 邦夫 君）
9番。

9 番（須藤 敏規 君）

はい、分かりました。

それでは、次に、農家としての農地台帳の台帳整備についてお尋ねをしていきたいと思うんですが、今後、民法の改正で、それぞれ、農業委員会だよりでも会長が書いておられたとおり、不動産登記とか、あらゆる国の補助事業、町の補助金、いろんな事業をするにあたっては、登記とか整備されてないといけないような文言があったように思うんですけども、農家台帳の未登記の土地っていうのはどの程度あるのかっていうのをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（金子 剛 君）

まず、未登記の件ですけども、まず4条、5条に、3条から4条につきましては、ちょっと今調べている途中でございます。だから、面積等は今はっきり分からないという状況です。

それから、非農地通知を平成29年から出してございますけども、これについても、まだ農地から、うちの場合は山林もしくは原野のほうに地目を変更をしていただくようにしてございますけども、まだしてないという非農地の登記もあります。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
9番。

9 番（須藤 敏規 君）

今後は調べて、農家の方にとって情報を提供して、どうせ本人の農家の方に問題が起きてく

る可能性がありますから、進めていただきたいと思います。

それから、非農地証明のことをおっしゃいましたが、証明書を出すのと、登記をするのは別個の案件ですから、しないならしないでいいんですけどと私は思っております。

それでは、耕地面積と遊休農地の状況についてちょっとお尋ねいたします。

令和2年ですか、農林業センサスで耕地面積が334ヘクタールありまして、今現在おさえておられる耕地面積は幾らになっておられるのか、あわせて、各推進委員さんが回られて、再生不能とした遊休農地ですね。それが非農地になるのか分かりませんが、使えない、再生しても使えないという遊休農地はどの程度あるのか、2点お尋ねしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（金子 剛 君）

まず、耕地面積でございますけども、今現在は、334ヘクタール。遊休農地につきましては、24ヘクタールを見込んでおります。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

遊休農地を24ヘクタール、見込んでいるとはどういうことなのか、実際。再生不能の判断したのが遊休農地という解釈でいいのか、再度確認したいと。

議 長（淡田 邦夫 君）
農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（金子 剛 君）

農地については、毎年1回、農地パトロールを農業委員と農業推進委員で、町内、班を分けましてしておりますけども、その中でA評価とB評価とございます。

まず、A評価のほうが今後再生可能な農地で、B評価のほうが今後再生不可能というような、2つに分けて、農地パトロールをしております。

この24ヘクタールについてはA評価で、まだ農地として使える農地として判断をしております。これが24ヘクタールです。B評価のほうは、今後もう山林化等をしておりまして、使えない農地と判断しまして、非農地通知を出しております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

ということは、B評価というのが遊休農地で、そこが何ヘクタールなのかとお尋ねしたんですけど、先ほど24ヘクタールは再生可能という面積ですか。再度お答えください。

議 長（淡田 邦夫 君）
農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（金子 剛 君）
24ヘクタールの遊休農地については、まだ再生可能という農地でございます。
以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
もう1回、もう1回言ってやらん。
農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（金子 剛 君）
遊休農地の言いました24ヘクタールについてはA評価でございまして、今後可能な農地として判断をいたしております。
B評価については、今後不可能ということで、非農地通知——（須藤議員「何ヘクタールぐらい」）ちょっとB評価の農地面積については、ちょっと今手持ち資料を持っておりません。

議 長（淡田 邦夫 君）
9番。

9 番（須藤 敏規 君）

そしたら、それは後で、また別の機会に聞きます。
それじゃあ、農地台帳の内容についてお尋ねしていきます。
法律によりましたら、台帳整備については、個人から請求があれば証明するとか、交付するとか、閲覧するとかっていろいろ書いてあったもんですから、毎年、以前はですね、選挙関係か何か分かりませんが、各農家に農家台帳か農地台帳かを配られて本人が書いて届けたんですが、今農地台帳っていうのは職権で処理されているのかどうか、そこら辺。
もう1点は、その中にいろいろ、氏名、住所、面積要件いろいろあるですけども、補助金をもろうた、国の補助金、中山間地、環境保全型の交付金、そういう記載がいろいろ書くようになってくるもんですから、どの程度その中に整備をされているのか。その内容をちょっと大まかに教えてください。
要するに、農地中間管理機構の手続関係はまず載せなくちゃいかんだろうと私は思うんですけど、あとは、国からもらう補助金、町からの補助金、そういう関係が、メニューですはいね、農地台帳のメニュー。その中の内容と、もし情報公開じゃなくて、申請すれば交付できるもの。インターネットというのですか、それでやっておられるかどうか分かりませんが、公表できる内容はどういうのがあるのか。自分自身でも、よく、どういう整備されているのかはつきりせんもんですから、そこら辺は一応お尋ねしておきたいと。2点か3点お答え願います。

議 長（淡田 邦夫 君）
農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（金子 剛 君）
今、農地台帳につきましては、うちのシステムのほうで管理をいたしております。
まず、内容については、毎年農家のほうには発送しておりません。職権のほうで処理をさせ

ていただいております。

内容につきましては、当然、所有農地と面積、それから賃借権ですね、賃借権の何年から何年までという期間を全部中間管理事業、それから基盤強化法での農地の賃貸借、この2点は全部システムのほうに入れ込んでいるという状況でございます。

それから、3条関係の生前一括贈与とかほとんど件数ありませんけど、そういった内容も全部台帳のほうに入力をしているという状況でございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

ということはさっき言った国の交付金ももらっている農家、それから町から補助をもらっている農家、そういう区別は、記載はしてないということですか。

それとさっき言った、この土地は遊休農地であるか何かという記載もないということですか。

議 長（淡田 邦夫 君）
農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（金子 剛 君）

はい、その分の交付金等のシステムの入力は、今のところはしておりません。ペーパー上で管理をしているという状況でございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

ペーパー上というとはどうなんですかね。農地台帳の整備の中には、そういうのは入れなくちゃいかんということはなっていないわけですか。

議 長（淡田 邦夫 君）
要は管理の仕方が言っておられるみたいやけんが。
農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（金子 剛 君）

システムのほうで管理はできますけども、今ちょっとまだ入力が進んでいないという状況でございます。

ペーパー上での管理というのは、まず先ほど言いました農地パトロール後に、A評価かB評価をしております。A評価については、まだ今後再生可能でありますので、農家の方へ今後どうするかというアンケートをとっております。B評価については、今後再生不可能ということで、今後、非農地にしていいかというようなアンケートをとっている状況でございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

前段で質問した回答いただいてないんですけどね。さっき言った農地台帳の申請、公表、どの範囲までできるんですか、ちょっとお答えを。今もしあれば、何件程度あったのか、2点、前の質問です。

議 長（淡田 邦夫 君）
暫時休憩します。

（11時45分 休憩）

（11時47分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（金子 剛 君）

台帳の発行については、私が農業委員会に来てからは、まだ発行した経緯はございません。過去の申請につきましては、ちょっと調査をさせていただきたいと思います。
以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

そしたら、私も、自分の農地台帳を確認したいと思われる方もおられますけど、申請すればできるということでしょうか。それだけ再度確認して終わりますので。

議 長（淡田 邦夫 君）
農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（金子 剛 君）

耕作証明等を申請すれば、発行は可能だと思います。
以上でございます。申請を行いますと、台帳の発行は可能でございます。
以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

今から農業委員会につきましては、非常に多くの仕事があるかと私は思うとるものですから、やはり実践の農家の方とか、営農組合の方、農業の皆さんは大変だろうと思うんですから、しっかり台帳を整備してないと、この土地が有効に利用されるかどうかというのを非常に心配

しているものですから、今後とも、早急に台帳の整備だけはしていただくように願っております。これで、次にいきます。

2点目です。改選、公選制がなくて、新たに会長さんの権限で新設されました農地利用最適化推進委員の件でお尋ねしていくわけですけども、本来の農業委員会の目的は農地等の利用の最適化の促進ということが法律に書いてございまして、そのために農地利用最適化推進委員を委嘱されておられます。

そこで、農業委員会等に関する法律第7条の指針、これと今の活動状況と農業者が回られて、リタイアする実態はどうかということでお尋ねをいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

農業委員会会長。

農業委員会会長（吉野 裕 君）

農業委員等は、農地等の利用の最適化の推進が最も重要な必須業務として位置づけられています。担い手の農地利用の集積化、遊休農地発生防止の解消、新規参入の促進を行うこととなっておりますが、本町におきましては、平坦地域と中山間地域が存在し、農業委員13名と農地利用最適化推進委員5名で、5班に分かれ、それぞれの地域や実態に応じた取組みを推進するため、地域を周回し、助言や指導等の活動を行っていただいております。

しかし、農地利用集積については、機械等の搬入に便利な農地の集積ができていますが、中山間地域のように条件が悪い農地については、集積が厳しいのが現状です。

効率性を高めるには、農地中間管理事業で地域協力金等の活用をし、条件の悪い農地についても解消し、農地の集約化について取り組んでいく必要があります。

また、中山間地域では有害鳥獣による被害が発生し、耕作意欲の低下を引き起こす原因ともなっており、遊休農地の増加も懸念されることから、町も今後発生防止に取り組む必要があります。

それと、本町において、農家の担い手不足や高齢化が加速しておりリタイアされる農家が増加していくことが懸念されるため、引き続き農林水産課と情報を共有しながら本委員会の使命である農地利用の最適化の推進と、中心として、農業の健全な発展に寄与してまいります。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

現状は分かりました。

そこで、リタイアする実態っていうのは、回られても何件あるという数字は抑えておられないということですか。どうですか。それはいいです。

今、推進委員さんの各地区、農業委員さんと推進委員の方で5班に分かれてなさっているということですけども、受持ちの件数、本来は推進委員さんの方が回る仕事なんですよ。これは。そこら辺でちょっと、1番から5名ありますね。木場地区、それから口石地区ですか。里、口石、土手迎、浜迎、これずっとあったんですけど、今度の改選のあれにずっと担当地区って書いてあったものですから、それぞれのこの5人の方の担当戸数は、それぞれ何戸ずつなっているのか、ちょっとお聞かせください。

議 長（淡田 邦夫 君）
農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（金子 剛 君）

今、御質問のとおり5班に分けておりまして、まず5班の班長を農地利用推進委員5名の方
にお願いしております。その中で農業委員を各班に分けてお願いをしているところございま
すけども、全部で21集落ございます。

まず、1班のほうは6支部ですね。里、口石、小浦の4地区、土手迎、浜迎、水道、四ツ井
樋が1班になります。2班につきましては——

議 長（淡田 邦夫 君）
担当戸数、担当戸数。1班から5班までの担当戸数。
農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（金子 剛 君）
農家の戸数は326戸でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
いやいや。
暫時休憩します。

（11時55分 休憩）

（11時56分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
9番。

9 番（須藤 敏規 君）

要は、5人しかおられないですね。要するに、1人の方が80戸、1人の人は25戸とか。同じ
仕事をなさって、報酬見たら1万幾らで安いなと思ったもんですから。やはり、地区はある程
度戸数を並べた活動をしないと無理がくるんじゃないかなと思ったもんですから、参考的に戸
数を聞いてみたんですけど、把握していないならしていないで、後でそういう考え方を私は持
っていますので。

次に、推進委員の増員についての考えを会長にお尋ねしておきます。報酬、この募集の要項
を見たら、報酬が非常に少ない。いや、その少ない中で活動してもらえば助かるんですけど、
全町内会の農家を回られて、定期的に家庭訪問をしてどうなさっておるか、よく活動状況が分
かりませんが、行って、相談を受けて、それを報告して、いろんな業務が、日報とか昔あ
ったんですけど、それを活動状況ということで交付金がきていた時代、私たちはそう覚えている
もんですから。

それで、今13人農業委員さんがおられますから、条例事項ですから、これは執行部のほうに
後でお尋ねするんですけど、275戸の農家で13人の農業委員さんがおられる。適当かどうか
と思うところもあるもんですから、10人10人、推進委員と農業委員さんを、今後そういう形が、活
動状況にもよるんですけど、そういう考えはあられるかどうか。私見でも結構ですので、会長
さんにちょっとお答えいただけますか。活動しやすいようにですね。

議 長（淡田 邦夫 君）
農業委員会会長。

農業委員会会長（吉野 裕 君）

推進委員さんの数につきましては、法律で100ヘクタールに1人と定められており、佐々町の場合、当初のこの5名で活動しております。農業委員の数につきましては、1,000ヘクタールやったかな、以下では14人までのうちとなっておりますので、本町の場合は13人で活動しております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

言うのを遅れましたけれども、9番の一般質問が終わるまで時間を延長させていただきます。9番。

9 番（須藤 敏規 君）

要するに、大変だろうと思うんですけども、法律は国がいいように作っているだけですから、そがん気になさらずで、増やすなら増やしても、そがんないと思うんですけど、よく研究なさっていただければと思います。

そういうことで、農業委員会のいろんな意見は町長部局も意見として出されますので、そういう手法をとられて、今後は活動していただければ助かりますけど。

これで次に行きますので、議長、どうぞ。

議 長（淡田 邦夫 君）

この1問目が、農業に、町長までので終わってからのにしますので。9番。

9 番（須藤 敏規 君）

それでは農業関係ということで、今度は町長部局のほうにお尋ねしていきますが、前段を踏まえましてお答えしていただければと思います。

御存じのように、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大とかロシアのウクライナ侵略等の影響で、全世界的に肥料とか生産資材とか価格の高騰で、全国的なんですけど、食料の安定対策の重要性が再認識されたのではないかと私は思っております。

国では、今国会において防衛予算ばかりが議論されておりますが、いざ戦となれば要るのは何かということで、今度は食料なんですよ。食料がなければどうもないということで、今、来年度中ですか、新しい食料・農業・農村基本法が今年の12月に案が出まして、形だけの部会に諮って、それを出てくるような形になって、さほど期待するものではないと私は思っているんですけども。そういうことでお尋ねしていきます。

そういうことで、地域の実態は大きな営農集落もあれば小規模な営農集落もある。地域の実態から見て、将来に希望が持てる佐々町の農業振興を進めていく、町長のお考えを伺いたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、須藤議員がおっしゃったように、農業を取り巻く問題というのは大変厳しい今状況でございます。やはり本町の農業政策というのが、たくさんの課題を抱えているということも我々も認識しているところでございます。農業従事者の高齢化ということでもありますし、やはり後継者が少ない。先ほど申されましたように、ブランド化を推進するための独自の政策が見当たらないということもありますし、それから本町の農地というのが、先ほど御存じのように中山間地域が大半を占めているということで、中山間地域は特にイノシシとか鳥獣の被害が多いということで作付けに対して、それから、もう1つは水資源も乏しいということで、いろいろな効率化を考えればなかなか厳しいのではないかとということです。

先ほど農業委員会でもお話がありましたように、遊休農地が増加しているという現状で、なかなか厳しいわけでございますけど、この遊休農地も二、三年もすると、すぐ何もしないと山になっていくということで、森林が生えてくるということでこれも厳しいわけでございますので、この遊休農地になっても、毎年の手入れをするような仕組みができれば我々も、やはり今から食糧需要というのは大変厳しい状況が出てくるのではないかと。人口全体的に減るわけでございますけど、食糧自体は外国に頼っているわけでございますので、これは日本である程度の調達ができるような方法もとらなければならないと。そういういろんな課題を払拭するためには、やはり農地の今できるところは維持していかなければ、担い手が少なくなっているわけでございますけど、将来的に備えるためには、やはりその農地を維持しなければならないというのが我々の職務じゃないかと思っていますし、町独自としても、いろんな農業用施設の補修とか原材料の支給なども考えているわけでございますけど、今後の高齢化が進む中では、労力をどうするのかということも問題が出てくるのではないかと。いろいろなことが出てくるわけでございます。先ほど須藤議員がおっしゃったように、日本の人口は減少しているんですけど、世界の人口は増加しているということの中で、食料の輸入というのは減少しているわけでございますけど、日本国内での食料の調達というのが大変今から出てくるのではないかと、町として。そういうことで推測されるわけでございますので、農地用の耕作がなくならないような手段を考えてやっていかなければならないのではないかと考えていますし、解決するためにも佐々町に合った作物作りとかいろいろなこともやらなければならないし、それから、兼業農家の方もたくさん今いらっしゃるわけでございますけど、やはり農業の振興というのが、これから十分、農業の従事者の確保とか農地の確保をしなければならないんじゃないかと考えておりまして、やはり農業経営が成り立つ環境というのを私どもはやっていくのが我々の責務じゃないかと思っていますので、今後とも本町の農業振興はやっていかなければならないと思っていますし、皆さん方との農業の関係者方ともいろいろな話し合いをしながら、アイデアを出し合いながら農業の振興に努めていかなければならないと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

分かりました。できるだけ農地を確保していくということですね。

農林業センサス、担当からもらっているかどうか知らんですけど、先ほどからも農家戸数から全体として、米、稲作、水稲ですね、96戸、センサスからですよ、令和2年度の。農家が96戸、肉用牛で20戸、施設野菜で7戸、路地野菜で6戸、工芸農作物というのはお茶ですかね、よく分からない。大体こういうパターンで、佐々町は米と牛と野菜との複合経営体というのはほとんどということです。あと、収入はちょっと調べてみたんですけど、201戸ありましたね。

販売なしというのは、これは50万円未満の農家ということですかね。分からないですけど。50万円未満の農家が64戸。あと50万円から100万円が47戸、大体100万円から300万円が24戸。大体農家所得が300万円以下の方が非常に多いということですね。ですから、町長が町政の政策を打たれるとき、どのレベルを見て政策を打っておられるかちょっとよく分かりませんが、農家は今そのような実態ということです。

ですから、この状況から見て、先ほど町長おっしゃいました、農業委員会だよりも1月号の挨拶の中で主なものが3点書いてありました。食料の安定供給の確保ということで、うんぬんこうで、主な農作物販売についてやるということで、水稻、肉用牛、施設・路地野菜、お茶。新規作物というのは想定しないのかという問題が出てくるわけですけども、どうするのかなという課題が1つあります。農業の担い手の発展の確保ということで書いてございました。さざんか応援隊に雇用して300万円ぐらい出して、多分農協さんも半分出しておられると思いますけども、そういう形での本当に農業の担い手になっていくのかなと、私、疑問を持っておるものですから、どのような見解をお持ちなのか、担い手の確保に対してですね。

1点、2点言った。あと3点目。有害鳥獣からの被害防止ということなんです。いろんな猪とか鹿とか、捕獲等の奨励金を出しています、単独事業で。それと、有害鳥獣駆除の130万円ほど委託されて対策をお願いしている。これで農業生産をするための対策が取れているのかなという私は疑問があるものですから。

その3点ばかり、今の言ったものにお答えを願えればと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、お話がありましたように、なかなか有害鳥獣とか、それから新規就農者、やはり新規就農者を育てなければなかなか農業の、それから食料の需給というのも今厳しいわけでございます。

それからもう一つは、やはり特産品といいますか、特産品的なものを開発を進めて販路拡大というのもやっていかなければならないと思っていますし、そういう課題がたくさんあるわけでございます。

この農業というのは、やはり我々の1番の原点といいますか、食料が入る原点でございますので、水稻農業についても、水稻だけでもなくていろいろなこともやっていかなければならないと思っていますし、先ほど申しましたように、人口は減少するけど食料の自給率は悪くなるということも考えられるわけでございますので、日本である程度の食料を作るためには、我々のこの中山間地域でもございますけど、そういうことを一生懸命やっていかなければならないと思っていますので。

町としましても、農業の経営というのが、展望が明るくなるように我々も努力して、農協とそれから農業関係の皆様方とよく協議をしながら、本町の農業振興に努めていかなければならないんじゃないかと思っていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
9番。

9 番（須藤 敏規 君）

農業の大切さを言っていて、原点ということは本当にそうなんですよね。いろんなところがなくなってきたら本当の食べることの飢えというのがはっきり分かってくると思いま

すから。私も父から、じいさまから聞いてきた古い人間ですから。終戦後は食料がなくて、それぞれ農家を買出しに行ったとか聞いてきましたから、もう少し食料がなくなればいいなって、悪いですけど思うときもあります。

そういうことを、今言われたように原点ということで、販路拡大と言っても、消費者が何を求めているかですね。御存じのように、米は作ればもう満杯で、安くしか叩かれて売れない。どこに問題があるかと言うと、さっき言った中間におる方です。生産も悪いけど、農薬会社も肥料会社も全部悪い。都合、都合をして、間で省いていきよると私は思うとるもんですから。直接売れる方法とかそういうのがないのかなとか模索するわけです。それで、いろんな国の政策としては、米は余る、しかし、消費者は何を求めるのか、パン食とか麺類とか、そっちに向かっているから、そっちに多分政策的にはそっちに向かった政策が打ち出されてくるだろうと思うとるんですけどね。

ですから、町長さん、さっき言われた農協さんとか農家の方とか農業委員会、本体的には佐々町の地域再生協議会という太い組織があるわけです。農協も入れば普及センターも入る。本来的に農業をやる人たちがそこで考えてもらってアイデアを出さないと、行政は後押ししかできないんです。率先してこいと言っても農業が分からん者が引っ張っていても誰がついてくるのですかと私は思うとですね。ですから、あそこでしっかり固めて、各地域はどういう作物を作るのか。木場みたいに立派に頑張っておられる農家もありますよ。営農組織の団体を、センサスを見ますと1つ、法人が1つ、あとは個別経営体でそれぞれの方が農業をやっておられますから。そこら辺は何とかうまくいかないのかなということで、ずっとお尋ねをしております。

先ほど、農業委員会の会長がおっしゃったとおり、平地の田んぼはどこですか、大新田ですよ。昔はいった。ばってん、政策的には農振除外は政策で町長がなさった、農地は減った、さあ、企業はくる、ああ、こない、また起こそうかと、そういうことですから。要するに、全て大体広い土地は農振地域の青色って言うんですかね、振興地域。そいけん、制限をかけないでやってくださいって私は思うわけです。町全体は農振地域でも結構なんですけど、山間部で傾斜にあるとか、谷底にある田んぼとかは制約かかられても、今からは公的にお金は投資せんのでしょうか。原材料をやったり、ちょこちょこ補修したって、もてるような水路じゃないんですよ。農道もしかり。そういうことをよく考えていただきたいと思って、質問していくわけです。

今後は、先ほど言われたように、各関係機関が協力して、新たな佐々町だけの農業政策を打ち出していきたいと思えます。本来というのは、佐々町1つで、1つの営農集団でもできればなと私は思うとるんですけど。そこそこの村からずっときた社会ですから、水の問題、干渉水利権とかあるから大変だろうとは思いますが、改めて、例は言いますと、例えば、想定外って岸田総理がいつも答弁せんとですけど、例えば、営農集落を3つに分けて、学校給食って今佐々町の農家で作っている作物は何かって言うと、米、野菜、いろいろあるんですね。直接3つの小中学校に納める食の教育ということで、納めるような形。口石小学校、佐々中学校、佐々小学校に納める。各営農集落がまとまって、ある程度の量を出せるような体制をとるとかですね。そういうのも一つあるんじゃないかと思うんですね。

ほかにもいろいろあるんですけど、ここで言ったらまた駄目ですから。そういうのを是非意見として申し上げておきますので、是非再生協議会の中で協議いただければと思って、農業関係についてはこれで終わります。拝聴ありがとうございました。

議 長（淡田 邦夫 君）

暫時休憩します。

(12時17分 休憩)

(12時17分 再開)

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

2点目の民事基本法制の見直しでの取組みということで、第1点目に、所在者不明土地の解消に向けた民法・不動産登記法とか民事基本法制が見直しで、令和5年度から順次施行されていきます。町有地内に登記できていない事案があるかと思いますが、処理できることとなるのかはいかにということでお尋ねいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、須藤議員からお話がありましたように不動産の登記法などの令和5年4月から順次施行されるということで、改正されるわけでごさいます、先ほどお話がありましたように、このような土地に対しての改正後の民法の規定に基づきまして、所在が追いつけない不明者の持ち分の裁判により取得するということが、法的には可能になったということでごさいます、一方では、町が制度を利用しながら町有地の整理を行うのも、所在者との不明者等としての手続とか、それから裁判によりまして、不明人の共有者の持ち分を取得後の手続とか、後に権利者が現れた場合、時価相当額を請求する権利があるということも言われておりますので、現段階においても、課題が多くあるわけでごさいますけど、町としましても専門的な判断を重要だと考えておりますので、町としまして、民法とか不動産登記法の制度改正の活用を含めながら、引き続き共有者の相続調査をしっかりしながら、一つ一つの登記を進めていくという考えで今取り組んでいますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長（淡田 邦夫 君）

9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

方向づけだけは分かりました。それで、財産調書の中に分からないのがあるんですけど、宅地、山林、原野、田、畑、雑種地とあるんですけども、こういうのとか普通財産の件なんですけど、今から財源確保のためにはこれを貸し付けるとか、売買していくとか、そういうのが必要になってくるのかと思うんですけど、そういうところでこの登記関係はどうなっているのかなと思ひて心配するわけです。宅地、山林、ここら辺の名義をどこにあるのかという、台帳整備については十分にもうできているということで認識しておけばいいのかどうか。今、どの段階まで進んでいるのかというのをお尋ねしておきます。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（大平 弘明 君）

総務課所管の町有地につきましては、現在2か所の4筆の確認はしております。それぞれ財産台帳のほうには記載をしております。そのうち、普通財産が1か所の1筆、行政財産が1か所の3筆、こちらのほうが共有名義となっており、まだ町全部の持ち物となっていないところでございます。そのほかにもまだ山林、農地等につきましては確認作業中でございますので、現時点で全てが町有地として登録されているということではございませんので、よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

分かりました。やはり台帳をちゃんと整備して、その土地が生きた土地になるかどうかをはっきり分けて進めていただきたいと思います。

それから、共有名義の指導関係、各課にお尋ねしますけども、今度の改正なんかで道路の舗装、共有名義関係であろうかと私は認識しているんですけど、そういう問題とか、樹木の伐採、道路にはみ出した分とか、いろいろあるかと思うんですが、そういうのはどのような今から処理していくお考えなのかですね。あとは、水道管、下水道管の新設とかそういう関係がどうなっていくのか、ちょっと進め方についてお尋ねしておきます。

それともう1点は、さっきは旧公民館の後の土地についての答弁は、さっきの件でいいんですかね。じゃあ、2件、お願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

まず、上水道、下水道の関係で、制度的なところをちょっと説明しますとちょっと長くなりますので、今の対応状況ということでお答えをさせていただきたいと思います。

今回の民法改正でライフライン設備の設置使用権というところで、これまで法的に明確になっていなかったものについて明確化をされたということがございます。これが何を指すかといいますと、例えば水道のほうでいきますと、給水装置の関係が出てまいります。本管から個人宅へ引く給水管というふうに考えていただければよろしいかと思いますが、これについて、例えば、佐々町でいきますと給水条例というものがございまして、この給水管の施工はそれぞれ個人がなさるんですけども、このルートといいますか、そこに他人の土地を通る場合というときには、佐々町においては利害関係人の同意書等の提出を求めることができるというふうな規定がございまして、これによって他人の土地を通して御自宅まで給水管を引く場合というのは同意を求めているのが現状です。

今回の民法改正によりまして、これは他人の土地に、今言いました給水管を通す権利を土地の所有者、他人の土地に通す権利を有するというふうな民法改正にはなっておりますが、だからといって、その他人の土地に対して、全く同意も何も得ずに勝手に引いていいですよということではございませんで、一応、その権利は有しているけども、最悪、その土地の所有者が不明である場合、そこを通さないとしてもいけないと、それ以外に方法がないという場合に、簡易裁判所等での公示による意思表示ということで、ここを通しますよという通知をすることによって、その同意がなくても通すことができるというふうな、法的な解釈としてそういうふうな解釈がなされております。

県内市町の状況を申しますと、先ほど言いました、佐々町では同意書等の提出を求めることができるという規定にしておりますが、県内の2市ほどは、同意書の提出を求めなければならないというふうな規定にしている市が2市ほどございましたので、そこについては条例の改正をなさるということですが、それ以外の市町については、条例改正はせず、取扱いについても、今後も基本的には同意を求めていくのを基本としながらも、どうしても先ほど言いましたように同意がとれない場合は、民法の規定に従って、しっかり簡易裁判所等による公告等をしているということを確認の上、給水装置の工事の許可を出すというふうな取扱いでいくようにしているところでございます。

水道課のほうは以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

建設課においても大体そのような考えで進む、考え方がそうですから、案件の道路の舗装関係は承知しておられると思うんですので、よく処理をしながら進めていただきたいと思います。

時間があと4分ほどしかございませんので、4番についてはまた別の機会にさせていただきます、最後の空き家対策にいきます。

空き家等対策計画ということで、本月中で終わるようになっていようございますが、前回の空き家対策の中で実態調査した結果、303戸の空き家があったが、取組みの成果は5年間でどうだったのかということと、また、今後の計画はいかんということ、1問目としてお尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

議員の御質問の空き家対策につきましては、老朽化などによりまして状態の良くない状態ということで、危険家屋の地域住民への生活環境に悪影響を及ぼすということで、早急な対策が必要であるということですので、空き家対策を推進していくものとしまして、平成30年3月に策定をしたところでございまして、30年から4年までの5年間ということで——（須藤議員「時間なかけん、対策のところだけでいいです。」）すみません。実績としましては、令和2年度の1件、それから令和3年度に2件の実績を伴っているということで、今後とも住民の皆さんの相談を受けながら危険家屋、通学路に影響がある場合には、十分所有者に説明を行いながら是正していきたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

303戸のうち、特定空き家として危ないということできたのが70戸あったうちの今、町長答弁では3戸が終わったということですね。まあそれ、課長から後で一緒に答弁していただきたいんですけども。そしたら、1戸ずつ、分類について、倒れることばかり空き家対策で書いているから、法律が求めているのは、そういう周りの住環境に対して影響を及ぼすとか、そういうとの4項目があるんですけども、もともとのこの計画のその450万円して作ったのは、この倒

壊の恐れのある分だけがしたんですか。そして、あとこの70戸はどうやって解消していこうと考えているんですかね。よく分からんとは、この1件2件というのは町でしたのか、それとも所有者に対して指導しながら解消された件数なのか。解消されたのはどうかということです。もう時間がないから、それと合わせて、今後、もう3月で終わるんだけど、次の年度からはこの計画を作る意思はあるのかどうか。そして、この70戸というのほどのように解消していこうかなと思っているのか。ほかの県でよくテレビであっているのが、太い昔のホテルが幽霊ホテルになって、遊び場になったり落書きがあったり、いろいろなどがあるから、町長以下私たち、団塊世代が亡くなっていったら、多死、多く亡くなる時代がくるから、空き家が増えるだろうということで、この対策を早くしないといけないということで進んできた私たちは思っているものですから。やはり解消していかないと、隣に倒れてきて家に迷惑かかったら大変だということで。困った土地は町が代執行できるように今度なるんでしょう。なったとでしょう。そこまで、どこまで進んでこれを解消しようと思うとるのか。それだけ答えて。あと30秒。

議長（淡田 邦夫 君）
建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

303の空き家のうち、町長がさっき答弁しました3件につきましては、補助制度を活用して解体した分が3棟でございます。そのほかにも、倒壊しそうなところに文書で通知をお知らせして解体した分が1か所と、また、その他で把握している分ですけれども、8棟が自主的に解体をされておりますので、現在303棟のうち11棟が解体が済んでいることとなります。空き家の解体の状況でございます。

それと——（須藤議員「もう時間がないけん。最後。」）

議長（淡田 邦夫 君）
9番。

9番（須藤 敏規 君）

本当に1分オーバーしましたが、議長、申し訳ございませんでした。

今後、空き家対策については十分に計画練ってやらんと、大変なことになると思っておりますから、また予算委員会の中でもお尋ねしていきますので。

どうもありがとうございました。これで終わります。

議長（淡田 邦夫 君）
以上で、9番、須藤敏規議員の一般質問を終わります。
暫時休憩といたします。

（12時32分 休憩）

（13時30分 再開）

— 日程第6 一般質問（永田勝美議員） —

議長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一問一答方式により、4番永田勝美議員の発言を許可します。

4番。

4 番（永田 勝美 君）

4番、永田勝美です。私は日本共産党佐々支部を代表しまして、佐々町が、憲法が日々の暮らしに生き、平和で安心して住み続けられる町としていくことを目指して、質問を行います。

私は、まず最初に、町政の基本姿勢について質問いたします。

最初は、政府の軍拡方針について町長はどういう態度をとるのかということについて質問いたします。もちろん安保外交の問題は国が主に扱うことは明らかであり、大変異例の質問だと思いますが、町民の暮らし、安全を守るべき町長として、町政として見過ごしにできない事態が進んでいるのではないかと考えるものであります。町長の見解を伺いたいと思います。

そこで、質問いたします。昨年末、政府は閣議決定として防衛3文書を発表いたしました。その内容は大変驚くべき内容となっております。

1つは、敵基地攻撃能力を明記しました。国連憲章が禁止している先制攻撃を可能とする立場であり、これは従来我が国がとってきた専守防衛を逸脱することは明らかです。敵基地の攻撃能力をつけるために莫大な軍事費を投入しようとしています。5年間で43兆円もの国費を投入しようとしています。軍事費倍増です。

こうした事態は、国民生活の困難に拍車をかけることになるのではないかと。既に国民の2月のNHKの世論調査では防衛費増強に賛成と反対がそれぞれ40%ということで、全く世論は分かれています。さらに、この防衛費増額に関わって増税を行うということについては、7割近い皆さんが反対を表明されています。

こうした事態、こうした政策について、町長はまずどのようにお考えか述べていただけますか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

大変難しい質問でございまして、この町として、国の防衛とか安全保障政策に関わる重要なことですので、その具体的な内容については国の場、国会の場で議論すべきものであって、私どもがいろいろ言うべきものではないかと思っていますので、どうぞよろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

それでは、少し角度を変えて。佐々町は非核平和宣言を持つ町であります。佐々町の非核宣言の中には、美しい自然、豊かな文化に恵まれた郷土と平和な地球を守り、子孫に引き継ぐことは今を生きる私たちに課せられた最大の責務であります。そして、多くの犠牲者の上に現在の自由と平和があることの尊さを再認識しなくてはならないなどと述べておきまして、それで世界が不信と対決の時代から対話と協調への時代へ移行しつつある今日、私たちは全人類の共通の願望である恒久平和の実現のために、国の堅持する非核三原則のもとに全ての核兵器の速やかな排絶と戦争紛争のない世界の実現を強く望むものである。自由と平和の実現、豊かで美しい郷土と地球を守る、地球の永遠なることを願い、ここに核兵器排絶、平和の街を宣言するというのが1998年に制定されています。これ、町議会の決議で宣言しているわけですけども、

その当時とかなり情勢は変わってきたというふうにお考えなのかというふうに思います。確かに、ロシアのウクライナ侵略や、あるいは中国の武力による様々な力による偏向といいますか、現状の偏向などの動きというのは強まっていると。しかし、こういった中で、本当にいわゆる武力の強化によって、平和を維持するという考え方がどうなのかということについて、町長はどのようにお考えか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、永田議員がおっしゃったように、本町においては平成21年に世界恒久平和ということで、実現に寄与することを目的としました平和首長会議に加盟しておりまして、また先ほど申されましたように、平成10年に佐々町議会の発議によりまして核廃絶のまち、平和のまちの宣言を行っているということで、日本の非核宣言の自治体協議会に加盟しているわけでございますけど、この国の防衛費の増大が平和政策にどうなるのかというのは、やはり我が国の防衛の安全保障政策に大きな関わりがあるということで考えておりますので、国会でこれは十分な議論を尽くされる事案でありますので、そこを御理解をいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
4番。

4 番（永田 勝美 君）

確かに、国会で議論されるべき課題は多いわけですがけれども、しかし、かつて昨年の秋の世論調査では、防衛費増強に賛成という世論は全体の6割を超えていました。それが、急激に反対が増えてきたというのは、やはりその中身について非常に大きな疑念等々があったからではないかと。そもそも考え方の問題ですがけれども、いわゆる日本は憲法9条で戦力を持たないということを宣言していますし、政府もいわゆる他国に対して脅威を与えるような戦力を持たないというふうに、一方では言っているわけです。

他方では、いわゆる抑止力としての敵基地攻撃能力なのだという議論があります。他国に脅威を与えない抑止力というのは、抑止力にならないというのは、軍事力でいえば常識なんですけれども。大変非常にレトリック、ごまかしというか、そういう議論だなという感じがします。

そういった正体というのがだんだん分かってきたのではないだろうかということで世論の変化がある。そうしたことはやはり私たち実際にそうした佐世保に基地があり、そういったところに、佐世保基地についても、いわゆる核攻撃にも耐えられるような強化をやるんだというふうに言っていますし、全国にある自衛隊基地2万4,000棟の施設を全て核攻撃に耐えられるような増強をするのだというふうな計画も出されていますよね。そういったことが私たちの暮らしや私たちの街にどのような脅威や、あるいは安心を与えるものになるのかということとは極めて重要な問題であるというふうに思いますし、そういった意味では、私たちはやはり基本的な考え方については発言をしていくべきではないだろうかというふうに考えるものです。

既に軍事力増強について、自治体として決議をあげている広島自治体もありました。そもそも憲法前文の平和主義、憲法9条の戦争放棄、戦力不保持を実質的に破る大転換を政府の一存で閣議決定で強行することは、立憲主義に反する暴挙ですという、これは街の意見書なんです。そういう街もあります。

私は今回の敵基地攻撃能力の保有や軍事力の大幅な増額を行う安保三文書の閣議決定は、直

ちに撤回すべきだというのが私の意見でありますけれども、基本的な考え方として、やはり防衛力、武力の強化で安全を守るという考え方について、それが正しいと思うかということについて、町長、御意見をいただけますか。それは、やはり町民に対する姿勢としては、やはり非常に重要なことではないだろうかと思うので、ぜひ所見をいただきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

我が佐々町にも1万4,000人の人口を抱えていまして、やはり考え方もいろいろな住民の方がいらっしゃるわけです。それを私が一概にこうこうですよということは述べられないんじゃないかと思ったり、やはりこれは先ほど申しましたように、防衛費の増大というのはいろいろな時期的な考えもあると思ったり、国がどう考えているのかというのは私どもはいろいろな情報しか分からないわけがございますけど。そういうことで国の防衛とか安全政策というのは、国が考えて、町村がどうこうっていうのはなかなか厳しいのではないかと感じておりますので、やはり国会の場で、与野党全部議論していただいて、どうするのかというのははっきり決めていただければ、それに従ってやらなければならないんじゃないかと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

大変残念なんですけれども、それはどういうことかと言いますと、憲法は、要するに武力による威嚇等々については禁止をすると、戦力は持たないということまで9条2項では述べているわけです。そして、この憲法というのは誰が守るべきものなのかと。それは、いわゆる権力者が守らなくてはならない。国が守る、あるいは自治体が守る、いわゆる公務員は憲法を守るということはその使命ですよ。そういう立場からすれば、この憲法を擁護する立場というのはやはり明確に持つておくべきではないだろうか。だから、武力による防衛力増強についてどうこうということを言っているわけじゃない。私が言ったのは、武力による威嚇やそういったものというのは憲法は禁止しているでしょう。だから、武力によって平和を作り出すという考え方は、憲法の考え方とは違いますよね。そのことについてどう思いますかということを知りたいです。そのことについて、私は人の意見に、人の意見にというか国会の議論に任せますというんでは、それはやはり憲法を遵守すべき立場という、いわゆる権力者、町の最高権力者としての立場としてはやっぱり適切ではない。憲法を擁護する義務があるわけですから。それはやはり是非立場についてお考えいただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

次に、諸般の問題ですけれども、特に物価高騰が今、私たちの暮らしを襲っています。昨日発表された2月ですかね、実質賃金が4.2%の減と、前年比。要するに、物価値上げに賃金が追いついていないという事態が明らかになっています。この3月、4月にはさらなる値上げラッシュというのが続いていますし、身近なところではバス運賃も4月から改定されるということでもあります。

そういった中で、特に大企業でない中小企業に多くの皆さんが働いておられる佐々町の皆さんの中で、本当に物価の値上げについては大変な事態が進んでいるのではないかと。電気代やガス代が大幅に上がったという声が溢れています。

そうした中で、確かにことし、いわゆる生活応援の商品券をこれから配られるということについては、これは非常にいいことだというふうに思うんですけども、それだけではなくて、本当にやっぱり困った方々への様々なサポートというのを強化していく必要があるというふうに思うんです。町としてできることというのは限られているかもしれませんが、町長として、この物価高騰についてどのようなことを今後進めていこうとお考えなのかということについてお答えいただきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

永田議員がおっしゃるとおり、昨今の物価高騰というのは我々も大変頭が痛い問題でありまして、様々な品目で、先ほど申されましたように高騰しているわけでございまして、まだ今後も高騰するのではないかという見方もあるわけでございます。

これまで国が各種のありましたように、給付金とか原油の高価格の高騰対策とか原材料の食料などの安定供給対策など様々な対策を今、講じているところでございまして、町でも先ほど申されましたように、生活応援商品券や、それから農業の肥料とか飼料の購入費の補助とか、それから学校給食の食材の経費に対する補助などを現在行っていたわけでございますけど、まだ令和5年度については、学校給食の食材の経費に対する補助とか、保育所の副食費に対する補助とか、学童保育のおやつなどに対する補助というのも今予定しているところでございます。

しかしながら、やはり町民の皆様の生活が依然として苦しい。苦しいといいますか、そういうことで我々も認識しているわけでございまして、今後もやはり物価の状況というのは注意して見ていかなければならないんではないかと思っておりますし、やはり国としましても、物価とかなできる限り必要な対応をしていただければと思って、国と県がしていただければならないんではないかと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
4番。

4 番（永田 勝美 君）

もちろん国や県が大きな役割を担っていただくことは重要だと思うんですけども、町としてお考えのことがあれば伺いたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほど永田議員からもお話がありましたが、やはり大企業の方々が賃金ベースアップするというので、ニュースとかいろいろな報道があっておりますけど、この中小企業に対してどうなるのかというのは我々も大変関心を持っていますし、やはり賃金と物価というのは好循環を生まなければならないということで、物価上昇だけぼんぼん上回っても、なかなか景気的にもよくなるということ、やはり町内の中の小さな企業というのは大変厳しいのではないかと思っておりますので、我々としましても今後この機会があれば、皆さん方に賃上げの働きかけとか、そういういろいろなことを機を見てやっていかなければならないのではないかと思っておりますし、やはり、今後また住民の方の方にどうということが、効果があるのかとよく考えながら、

町としてやっていかなければならないと思っていますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
4 番。

4 番（永田 勝美 君）

是非おっしゃられるような取組みを具体化していただきたいということを述べておきたいと思います。

次に、子育て支援の問題について質問に入りたいと思います。

まず最初は、小中学校の学校給食の無償化の問題です。昨年来、何回か質問させていただきましたけれども、昨年末現在で新聞報道によれば、254の自治体が小中学校の給食費を無償化したと。全国の1割を超える町が無償化を始めたか、あるいは始めるということが決まったというふうに報道されていました。大きな町でも政令指定都市や、あるいは県段階でもそういうような動きというのも出てき始めているという状況です。年明けからも東京23区で新たに6つの区が実施を表明しています。

県内でも川棚町がこの物価高騰対策ということもあって、無償化ということを始められたというふうにお聞きしています。

改めて伺いたいんですけども、町長は昨年から第3子の給食費について無償化をするということを始められました。そのことについて、今後給食費の無償化をどのように進めていこうとお考えなのか、まず伺いたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

私どものところの学校給食というのは、小学校において今1食あたり240円、中学校で290円の保護者が負担で今運営されているわけでございます。本町においても、先ほど議員さんおっしゃったように、御存じのように給食費の負担の軽減といえますか、事業を行っております、本年度は物価高騰による食材費の増額に対する補助を行っているわけでございます。

先ほど申し上げましたとおり、令和5年度も同様に物価高騰に対する食材費の補助は予定しているところでございますけど、全国的に先ほど申されましたように、給食費の全額補助を行うところもあるということは我々も承知していますし、調べてもいるわけでございますけど、本町の場合は、現在の給食費の負担軽減に係る予算額というのが、今1,900万円程度の一般財源を出しているわけでございますけど、仮に全額を無料化した場合は、一般財源の支出が約4,000万円ぐらいになるということで、追加予算が必要でございますので、合わせて5,900万円ぐらい要る予定になるわけでございます。その中で、やはり町の財政的に全額無償化するというのは、今現在はなかなか厳しいのではないかと私は考えているところでございまして。また、機会があれば、また町としても、国のほうも少し補助がいただければ、町として考えなければならぬと思っていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
4 番。

4 番（永田 勝美 君）

数字を事前に出していただいております。それで、給食費を今支援している金額が年間で

大体1,900万円、1,895万円というふうに言われていました。総額を補助した場合に、さらに4,167万5,000円ぐらいかかるという計算であります。だから、これは決して小さいお金ではないと思うんです。しかし、実際に、今後どうしていこうとしているのかと。方向性はやはり、例えば、第3子については去年から実施をしたと。第2子、第1子についてはどうするのかというふうにピッチを置いて、刻んで、それで何年か計画で無償化をするというような考え方というのはできないんだろうかと。例えば、第2子の分を無償化する。計算してみますと、大体あと1,000万円です。1,020万円ぐらいという計算になります。中学校、小学校それぞれ違うので、あくまでも平均した数字ですけども、第1子を今20%補助を出しているのを、50%にした場合1,200万円ぐらいかかります。だから、1子は半額補助、2子からは全額補助というふうにした場合は、2,200万円ぐらいで具体化できるんです。

そういった先の展望というのを示すということも非常に大事なんではないかと思うんですが、町長はそういったことについてはどういうふうにお考えなのか。要するに、国がやるまで待っとくよということではないと思うんですよ。それはそういうお考えではないと思うので、そこについてはどのようにお考えかということを示していただきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、永田議員がおっしゃったように、少子化の中では給食費の無償というのはやはり国が責任を持って、私はやるべきじゃないかと思っています。そういうことを今、自治体で任せて、各自治体が競争しているわけで、自治体で格差が今出ているわけです。そこをやはり何かしていただければ、全体的にやってもらえればいいと思います。

ただ、うちもいろいろな財政的に苦しいわけでごさいます、少しずつ改善はしていこうとは考えているわけでごさいますけど、先ほど申しましたように、一般財源がかなり必要になってくると思うし、それから、また子どもさんも今ちょっと増えてきているということもありますし、それもよく考えれば、やはりこの少子化対策というのは国が責任を持ってやっていただいて、自治体任せでやらないで、国のほうで面倒をみてもらうように我々も陳情していきたいと思っていますし、やはりこれは地域で格差が出るわけです。自治体、今でも全体的に地域で格差が出ているわけでごさいます。だから、統一するには国のほうで、少子化対策でやっていただければと思っていますし、町としてもなるべく、財源があればそういう方向性はやっていきたいと思っているんですけど、なかなか今のところ、私がこうしますよ、こうしますよというのは今のところ厳しいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
4番。

4 番（永田 勝美 君）

確かに国がやるべきことだというお考えは私もそのとおりだと思います。実際に、じゃあ国でやろうとするとどれぐらい費用がかかるのかと。私は、どなたかが佐々町は全国の1万分の1だとおっしゃっていたことで、大体それぐらいかなと思っていたんですが、この間数字が出ておりました。大体年間4,000億円だそうです。だから、ちょうど佐々町4,000万で1万倍ですね。だから、4,000億円国が出せば、それはできることなんです。自衛隊の基地の強化のために5年間で4兆円も使おうと言うんだから、4兆円あったら10年分の給食費無償化できるじゃないかという議論もあると思います。だから、私は、今、国がやっていただくことは非常に大事

なことだと。もちろん国がそれを出してもらえば、その分について佐々町は違うところにもっとお金使えるということあります。今使っている1,900万円いらなくなるということであればですね。今、国のやり方というのは、大体国がやりますと言っても、半分は国が出す、4分の1は県が出す、残りの4分の1は町に出せというようなやり方ですよ。みんなそういうやり方にしてはいますが、実際には、やはり町が率先して、やっぱり具体化してやっていくということが、国の政策も促していくということになるのではないかというふうに思うんです。これは子ども医療費の無償化なんかが、もう本当に実例だというふうに思うんです。本来、国がやらなくてはいけないけれども、現実には困っているのは子どもさんたちであり、そして、子育て世帯なんです。子育て世帯が今、給食費のことだけじゃないですよ、物価値上げなんです。ものすごい物価値上げ、消費税も上がった、物価も上がった、そういう中で賃金は上がらないで大変苦しいわけです。だから、生活支援の一環でもあるし、子育て支援の一環でもある。これはやっぱり今こそやるべきだというのが、それがやっぱり現実なんだろうというふうに思うんです。だから急速に、去年からことしにかけて、学校給食広がってきたんじゃないかなと思うんです。

そういう点で言えば、やはり是非、財源については何とかしてひねり出す。昨年も、1年間の年間予算のうち、やっぱり億の単位でお金を使い残したという実態があるじゃないですか。毎年そういう計算です。一つ一つの事業が満度に全部お金使い切っているわけじゃなくて、4,000万円のお金というのは確かに大きな金だけれども、町政から考えれば1%です。町の予算の1%。1%をやっぱり子どもたちの給食費に充てるということは是非やっていただきたい。これ、できないことはないのではないかなと思うんです。現に、県内でも始めたところがありますし、佐賀県でも4割の町がもう給食費無償化です、全部。そうやっているわけですから、長崎県が、これはやっぱり佐賀よりも賃金は低くて、生活水準低いわけですから。やっぱりそういった意味では、子育て支援という角度から重要なんではないだろうか。今こそやるべきではないかなと思うんですが、再度いかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

いろいろ御指摘、御指導を受けました。なかなか我々としまして、この4,190万円がなかなか厳しいわけです。これ、先ほど申しましたように、これ予算的には後で繰越しが何億あると言われましたけど、そういうことを見込んで我々も予算も組んでいますし、そういう方向性もよく分かります。ただ、我々としましては、国にも要望していきたいと思っていますし、なるべく、もうこれはいつも永田議員から毎年この件は言われていますので、私どもよく頭に入っているつもりでございますので、よく検討させていただきたいと思っていますのでよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
4番。

4 番（永田 勝美 君）

大変しつこいようですけれども、例えば、先ほど申し上げたような、2人目のお子さんの給食費の無償化だとか、それから1人目のお子さんの半額補助、そういったふうに積み上げていくことはできないんでしょうか。1,000万円ずつでも積み上げていくことはできないんでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

まあ1人目が今1番多いわけです。1人目というか2人目、3人目が、今3人目では無料しているわけでございますけど、2人目にどうするのかとか、1人目をどうするのかとか、給食費の負担を減らしていくのかというのはやはり我々としましても内部ではもちろん検討しなければならぬし、どうするのかというのはもう少し勉強させていただければと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
4番。

4 番（永田 勝美 君）

是非そういった取組みというのは、やっぱり大変な事業だと思うんです、それは金額的にも。実際に、例えば、3人目のお子さんは無償になりましたよね。3人目のお子さんが1番大事にされているのかって、子どもたち思うじゃないですか。3人目の子どもさんは無料、2人目は50%、40%、1人目は2割しか補助がない、1人目の子どもたちはないがしろにされているのかって思う方っているのではないかと思うんです。だから、そういった意味では、いやいや順番にやっていくんだっていうことをやっぱり伝えてあげていいのではないかと思うので、是非とも、一度にやれとは言わないので、漸進的な対応というのを求めておきたいというふうに思います。

それでは、次に、子ども医療費の問題について。ことしから子ども医療費の現物給付やあるいは高校生までの無償化だとか、そういったところのいろんな前進がありました。子ども医療費の現状について、今どうなっているのかと、県はどういうふうになっているのか、佐々町はどうなっているのかということについて、課長のほうからでも結構なんですが、現状についてお答えいただけますでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

制度的な話としてさせていただきますけれども、乳幼児の医療につきましては、県のほうで半分の補助がございます。小中学生につきましては町単独での支援ということになります。今、先ほど言われましたように、新年度から高校生につきましては、県のほうが半分の補助するというふうな形で話はされておりますので、ただ、現物給付ということではございませんで、償還払いというふうな形ですので、本町のように現物給付をやっているところは償還払いに換算をしてということになりますので、63%程度の補助、すみません、先ほどちょっと間違えました、高校生については県が全額償還払いという形で100%補助をするというふうな制度になるということになります。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
4番。

4 番（永田 勝美 君）

佐々町にとっては、そうした県がいわゆるみてくれるという償還払いで換算した数字を元にした高校生への医療費補助、この分が町としてはこれまでよりも負担が少なくなるということになるのでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

御質問のとおりでございます。高校生の医療費で、決算額で約350万円ほどございましたので、その分に対して63%程度の補助があるというふうなことで、令和5年度は見込むということになります。

議 長（淡田 邦夫 君）

4 番。

4 番（永田 勝美 君）

是非そのことについて、これは町長にお伺いしたいんですけれども、町長はその分のお金を、要するに県が全額町の負担、市町の負担をかぶってくれるのであれば、県が負担してくれるのであれば、子どもの医療費のいわゆる一部負担、月に1回800円、上限1,600円、この負担についても町として補助できるというようなことを常々おっしゃっているというふうに思うんですけれども、これについて、なかなか今の計算でいくと大体200万円ぐらいですから、それだけではちょっとできないなという感じはするんですけれども、いわゆる子ども医療費の一部負担について町長はどのようにお考えなのか。いわゆる完全無償化をやらないと、例えばちょっとした風邪ではなかなか病院にはいけないねというのは変わらないわけです。800円払わないといけないわけだから、それだったら、とりあえずちょっとした風邪薬で済ましておこうとかいうようなことだってあるわけだと思うんです。そんなことも含めていかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

子どもの医療費は御指摘のとおり窓口で800円、それから2日以上は1,600円という上限になっているわけでございまして、令和3年度が乳幼児が800万円、小学生が285万円、中学生が200万円、それから高校生が110万円ということで、完全無償化した場合1,400万円程度の財源が必要ということになるわけでございまして。これについては、現時点では町独自でこの福祉医療費を完全無償化というのは、具体的な検討は行っていないわけでございまして、今後どうするのかというのは十分考えていかなくは、検討していかなければならないんじゃないかと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

4 番。

4 番（永田 勝美 君）

突っ込んでやりたいところですが、ほかのテーマがありましてなかなかそれ以上できないの

で、是非、子ども医療費の無償化というのは、今の大石知事が選挙公約にされていた課題ですよ。であれば、県の対応というのも含めて、県への要望も含めて、是非とも町長が持論でお持ちの子ども医療費の完全無償化については、具体化に向けて取組みを進めていただきたいということを申し上げておきたいというふうに思います。

それから、子どもたちの国保均等割の廃止の問題ですけれども、これについても、町長は前回の議会で、答弁の中で、国民健康保険というのは特殊な税制というふうに言われましたけれども、しかし特殊だと言いながら、なぜ国保の加入者だけが負担が大きいのか。国保の加入者だけが均等割を払わないといけない。協会けんぽや組合けんぽの場合は、いわゆる所得割だけです。課税されるとか保険料に加味されるのは所得割だけなんです。

ところが、国保の場合は世帯割と人等割、いわゆる均等割、1人あたり幾らというのと1世帯あたり幾らというのが重なってくるから、被ってくるから国保は高いというふうになるわけです、現実には。実際の税制で計算すると大体それぐらいの数字だというふうに思います。

その中で、特に均等割の問題は非常に大きいと。いろんな議論がありますけれども、やっぱり法の下での平等を定めた憲法に違反する事態というふうにも言えるのではないかと思います。要するに、子どもの中で、特に子どもたちの中で協会けんぽのうちの子どもは払わなくていいんです。でも、国保の世帯の子どもは払わなくちゃいけない。受ける医療は一緒です。これはおかしいだろうというのは、極めて単純な話ですけれども、いろんな経過があってそうなってきたのだということはあるんだけど、現実にはそういう事態があるのですということをやっぱり捉えると、やはり均等割の無償化の問題というのはないがしろにできない問題なんだということを改めて申し上げておきたいというふうに思います。

特に、今後の取組みについてお考えのところがあれば、伺っておきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

この質問については、均等割の廃止ということで毎回御質問をいただいているわけでございます。昨年度の制度改正によって、今年度から未就学児にも均等割の5割というのは軽減するという事になってきているわけでございますけど、しかしながら先ほど申されましたように、真の子育てへの負担軽減を図るということを考えれば、やはり未就学児の残る均等割の5割の軽減は、さらに対象年齢も拡大ということで必要ではないかと、我々も永田議員の考えと一緒にございます。

しかしながら、今後我々としましても、やはりこれを含めたいろいろなことで国保の保険者ということで皆さん方と一緒にしながら、国に対して軽減措置の対象年齢の拡大とかいろいろありますけど、これは要望していかなければならないと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

それでは、次に町内交通の充実に向けて。ここは少し簡単にしておきたいと思います。

1つは高齢者の外出支援について。昨年来、申し上げているように、大変評判が悪いと、拡大したけれども、後退したという意見も批判もやっぱりあるんです。これをやっぱり初乗り分について無料に戻してはどうかというのがたくさんの方から御意見をいただいております。も

ちろん遠隔地の方で、タクシーの上限が1,000円まで補助していただけることになった、あるいは枚数が増えたということについて喜んでおられる声もあるんですけども、残念ながら、初乗り運賃がこれまで無料であったのが半額になったと。やっぱりそれは節約しますっていう方が多くて、もちろん健康づくりやいろんな条件のときに歩ける方は歩いていただいてももちろん構わないんですけども、やっぱり雨の日だとか、あるいはちょっとした外出を控えたいというような、特に高齢者の方々にとっては、使い勝手の悪いものになっているのではないかと思います。

これについて、無料に戻すか、あるいは選択制にするか。例えば、枚数が6枚で無料というのを作るか、現状のやつどっちかを選んでいただくというふうにするか。いずれにしても、詳しい統計はもう結構ですけども、なかなかタクシーの補助が、利用者が増えてないというのがちょっと深刻かなというふうに思っています。そういう点で、是非御検討いただきたいということを申し上げておきたい。

2点目は、いわゆる町内循環バスの問題です。私はこの町内循環バスの一つのモデルとして、宮崎県の三股町というところを紹介いたしまして、ここ私も行ったことがないのであれなんですけれども、確かに人口は佐々町よりも多いんですが、そして広いところなんです。ところが、やっぱり財政力指数で見ると、財政力は0.4で全国963位、佐々町は0.47で810位で、佐々町よりも財政力ないんですよ。そういう町でも具体的にやっておられる。私もホームページ見たりしたんですけども、今も健在のようであります。だから、実際にやっぱり視察も含めて検討できるのではないかなというふうに思いますし、これについては、議会のほうでも議長にも御相談をして、取組みについては視察にも行ってみたいなというふうに思っているところですが。

今、西肥バスが更なる減便をするって言っているんですね。運賃は上がるんです。運賃上がって減便をすると。減便の理由というのは、乗務員が足りないという話ばかりなんですけどね。じゃあ、どうやって乗務員を増やそうとしているんですかということちょっと聞いてみたいとは思いますが、やっぱり不便になって、運賃は上がっていいことないわけです。実際に、西肥バスがそういうふうになっているというのは、実際にその西肥バスに接続して私たち生活しているわけです。町内で言えば、町内交通はそういうバス路線につながって必要になってくるわけですから。そういった意味では、それに対応する町内交通というのはいずれにしても考えないといけない。いわゆる高齢者の外出支援タクシーのチケットの補助とは違うカテゴリーですよ、これは。要するに、全世代の方が使う町内交通のことなんです。特に子どもたちだとか、いわゆる交通弱者と言われるような方々が使う場合に、これは循環バスの問題というのはやっぱり避けて通れない課題ではないだろうかというふうに思っています。

是非とも、どうやったら実施できるのか。確かに、バス路線を持つ西肥バスとかがそういったところとかとの協議も必要だし、いろんな事業者との協議も必要です。協議も必要なんだけど、実際には西肥バスは撤退しようとしているじゃないですか、現実には。それではやっぱり町民は困るわけです。だから、そういった意味では、町民の足をどうやって確保するのか。やっぱり佐々町の場合は公共路線がないところが結構あるわけです。言うまでもなく木場とか里山だとか、野寄、それから石木場に神田線、それから江里、ずっともう県内各地は、端は全部公共交通ないわけです。だから、じゃあもうタクシーを徹底的に使うというふうにするのか、あるいは、新たなファクターを投入していくのかということについては、是非真剣にお考えいただきたい。この間、検討していませんという返事がずっと続いていますので、是非、担当の課を含めて、企画商工課ですか、様々なところであると思いますが、御検討いただきたいということを申し上げておきたい。

最後に、新たな提案といいますか、暮らしの充実、福祉の充実について、補聴器の補助について提案をしたいと思えます。

現在の補聴器の助成制度について、簡単に、佐々町で今、受けられる補聴器助成については

どういものがあるかということだけ、簡単に御説明いただけますか。

議長（淡田 邦夫 君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

今現在の補聴器の助成につきましては、障がい者に対応した分だけしかございません。以上でございます。

議長（淡田 邦夫 君）
4番。

4番（永田 勝美 君）

すみません、障がい者、いわゆる18歳未満児の方も対象になるんですね。障がい者、障がい児も含むんですね。（住民福祉課長「はい。」）

それで、今、私も各地の取組みを聞いてみました。まず、難聴になることで困ることというのはどういうことがあるのかと。私も身内が難聴の家族がいたりするものですから、複数人での会話が盛り上がらないと。何回も聞き直されると。あるいはテレビの音量がでかい、あるいは電話での会話がなかなかうまくいかない。町内であまりないのかもしれない、電車の中のアナウンスが聞こえないとか、あるいは電子音、ピッピッというような電子音の呼び出しが聞こえないと、これは結構深刻なことがあります。それから、病院での呼び出しがわからないというようなことがあったり、難聴になったら日常生活がどのように不便になるかというのは、これはやっぱり本当に想像以上なんだということを改めて考えます。それで、これを困りごと、そうした聞こえの困りごとについて、補聴器やその他のツールを使うことで解決できるということが非常にあるわけですが、補聴器って意外と使いにくいものなんだということが言われています。補聴器何個も持っているという方がおられたり。もう買ったけど今なおしてありますという方がおられたり。高いんですけども、もう使えないんだという方もいらっしゃるんですね。高いのは20万円も30万円もするのがあると。しかし、なかなか自分に合わないんですというようなことが言われます。

要するに、加齢によって難聴というのは起きるんだと。一定割合で加齢によって、年をとると難聴になるというふうに言われていまして、だいたい一般的に50歳ぐらいから始まって65歳を超えると急に増えると。60代後半ではだいたい1割から2割の方が難聴で、60代前半で1割から2割、後半で3割、75歳以上になると7割以上の方が加齢性難聴だというふうに言われます。

だから、こういった方々に対しての補聴器の補助というのが、今、全国の自治体で進められています。それで、五島市が昨年からは始めていると。金額的には3万円から4万円程度の補助だそうですが、今、補聴器の売れ筋というのをネットで見ますと、大体5万円以内ぐらいなんです。最高上限額が、大体3万円から4万円ぐらいの補助を出している自治体というのが非常に多いんですけども、東京の港区は13万円ぐらいまで出しているんです。金持ち自治体といえばそのとおりかもしれないけども、やっぱり年齢制限もなくて、若い方も含めて出していると。それは、補聴器というのは、要するに若いときに使い始めないと慣れないんだそうです。そういう特性があるんだというふうに言われていました。だから、高齢になって聞こえなくなったから、もう本当に全然聞こえなくなったからいよいよ補聴器というのではなくて、もっと若いときから補聴器を使って維持していくということのほうが、聞こえの能力も長持ちするし、様々な障がいも少なくなるということなので、若いときからの補助というのが大事な

んではないだろうか。

だから、一定デシベル、中等度の難聴、いわゆる障がい者の手帳をもらえないレベルの方の難聴の方に、町としての補助をするということをお考えいただけないかというふうに思うんですがいかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

補聴器については、日本は欧米に比べて大分普及率が少ないということでお話を聞いていますので、やはり今は高齢化社会ということで、私も75歳になって聞こえづらく今なっているところでごさいます、会話がないうのはやはり孤立する確率が高いわけです。住民の方々の生き生きとした生活を送るという意味ではそういうことが大事なんじゃないかとは思っています。

我々としましても、この住民の方の生活の質の向上ということとかいろいろ考えれば、町としてもどういう制度が必要なのか、組み立てできるのかというのを整理して、参考にしながら検討をさせていただければと思っていますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

町長おっしゃいましたように、欧米ではいわゆる難聴というのが、いわゆる医療の対象として病気だというふうにして対応されているケースが多いんです。だから、カバー率が高いといえますか、難聴に対する補助というのは、いわゆる医療保障としてやられているというのが非常に重要なというふうに思います。

日本は、残念ながらそういうふうになかなかなくて、いわゆる聞こえなくなるのはある意味当たり前で、それに対しては何とか支援しましょうというのは、どちらかというと慈恵的な福祉というそういう側面が非常に強いものですから。ただ、確かに難聴自身がやっばりうつ病、うつ傾向になったり、あるいは認知症を加速するというようなことが言われていますし、そういった意味では、今、町が抱える課題の一つでもあろうかと。これから、いわゆる認知症対策というのは非常に、さらに佐々町にとってはこれからが本番ということになっています、年齢構成から見て。そのときにこの難聴対策というのは、非常に前もって手を打つという点でも非常に大きいのではないだろうか。だから、若い世代からの難聴に対応しますという政策は、非常に重要ではないかと思いますがいかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

どういう返事をすればいいのかわからないわけですけど、先ほどお話がありましたように、認知症のリスクが高まるということもお話がありました。我々としましても、町として前向きにこういうことができないかということは検討させていただければと思っていますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
4番。

4 番（永田 勝美 君）

是非、多世代包括支援センターもできましたし、そういった意味ではやはり医療や福祉を一元的に支援する、そういう機構も作ってきましたので、是非、佐々町としても難聴問題への対応を大きなテーマとして取り組んでいただくことを申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。今日は少し早めに終わりました。ありがとうございました。

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、4番、永田勝美議員の一般質問を終わります。
35分まで暫時休憩といたします。

（14時27分 休憩）

（14時35分 再開）

— 日程第6 一般質問（横田博茂議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
次に、一問一答方式により、3番、横田博茂議員の発言を許可します。
3番。

3 番（横田 博茂 君）

皆さん、こんにちは。さきに通告しました、佐々町の既存施設を利用した観光の取組みについて質問いたします。

まず最初に、先日5日の日曜日、実に3年ぶりとなるジョギングフェスティバルとシロウオまつりが開催され、担当課の皆さんの御尽力で、多くのボランティアの協力をいただき、どちらも盛会に終わられたことに敬意を表します。大変お疲れ様でした。

さて、どこの自治体も、今後共通して観光にまつわる様々な取組みに力を入れていくのではないかと思います。本日は具体的なことというより、町としての観光に関する基本的な考え方をお聞きしていきたいと思えます。

西九州自動車道路の建設が着々と進む今、完成後には、佐々町に変わらず人が訪れるのだろうかという不安を持つ商工業者をはじめ、町内の方々が多くいらっしゃいます。まだ先のことで、本当に人が訪れなくなるかは分かりません。しかし、少しでも考えられるのであれば、その対応には取り組むべきです。

不安を解決していく施策として私が考えるのは、まず佐々町の既存施設を有効に活用して、多くの人に利用してもらうこと、そしてアイデアを出し、新たな人の流れを生み出していくこと、また、その情報発信を行い、観光客の誘客に努めることです。

このような観光のための誘客だけではなく、様々な側面から施設の活用と情報発信を促す戦略の重要性については、町長をはじめ、職員の皆さんも認識の一致するところと思えます。

それでは、農業体験施設、皿山農産物直売所についての質問をいたします。

佐々町では、第7次総合戦略基本目標4の中で、町の魅力を発信し、新しい人の流れとつながりをつくるという目標を掲げてあり、その中に具体的な施策として7つの項目があります。

そのうちの一つに農業体験施設・皿山農産物直売所活性化事業がありますが、この事業に毎

年1,000万円以上支出がなされている状態です。思うような新たな成果が見られないような状況であり、町としても、非常に運営に苦戦されているのではないかと感じています。

そこで質問ですが、今後どこかのタイミングで指定管理者に経営を任せていくようなこと、もしくは施設の廃止なども視野に考えておられるのでしょうか。それとも現状維持で、今後も運営されていくのでしょうか。

町民としては非常に不安になる、興味がある要素です。町としてのお考えをお聞かせください。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

両方とも農業体験施設、皿山直売所についても、将来的には指定管理者も視野に入れながら、考えていかなければならないと覚悟しているところでございます。

農業体験施設は、昭和61年に学童を対象とした学童農園ということで開設しましたが、一般利用者の利用の拡大を図るために、平成23年に現行の農業体験施設ということで移行しているわけでございます。

また、施設の機能強化、老朽化を対応するために、23年には改修工事を実施いたしましたが、11年が今経過しているということで、段階的な補修も必要であるということで、これは当面、直営的で経営を、運営を継続しなければならないのではないかなということで、今考えているところでございます。

また、皿山直売所についてでもですが、現在、組合に建物貸付けを行って、運営を行っていただいているために、こちらにつきましても、利用組合において継続した運営が今行っていたきたいと考えております。

どちらにしましても、今後どうするのかというのは、やはり全庁的な課題でもありますし、将来的にどうするのかというのは、指定管理者制度の中に入れながら、視野に入れながら、検討していかなければならないと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
3番。

3 番（横田 博茂 君）

現状維持を確認いたしました。

それでは、継続して農業体験施設、皿山農産物直売所の2施設に関してお尋ねしますが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、思うように事が運ばなかったのは承知するところです。しかし、それも収束しつつある今、ようやく最近では、活性化につながる皿山公園での花菖蒲ウナギ祭りや、観光協会主催の農業体験施設でのイベントが開催できるような状況になりました。

久しぶりでもあり、大変喜ばしいことでしたが、今年度の成果としては、町はどの程度達成できたとお考えでしょうか。質問いたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、総合戦略に掲げておるわけでございますけど、農業体験施設とか、皿山農産物の直売所の活性化事業ということで、施設利用拡大のために、利用者の拡大のために、今、農地の貸出しとか、それから野菜作り体験とか、イベントの開催をする会場として利用する機会を、今、創出していることでございます。

事業の達成状況ということで今お話がありました。

令和4年度の実績としましては、農業体験施設において、観光協会の主催による野外の音楽イベントの開催とか、それから皿山直売所を会場といたしました、花菖蒲のウナギ祭りが3年ぶりに開催できたところでございまして、もう一つは、農業体験施設の体験農園ということで、貸し農園の実績としましては、令和4年度には12区画ということで、貸出し可能な14区画に及びませんが、引き続き、住民に周知しながら、住民の周知を図っていかなければならないと、全区画借られるように図っていく必要があるのではないかと考えているわけでございまして、総合戦略が数値目標を決めているわけでございまして、農業体験施設の年間利用者数というのが、令和7年には6,000人ということを設定しているわけでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響があったということで、令和3年度の利用者が2,858人ということで、減少しているわけでございまして、目標に達成していないということで、今後、コロナ後を見据えた活用というのは、十分今後とも検討しなければならないのではないかと考えておりますので、目標達成に向けて、関係各課と協議をしながらやっていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

3番。

3 番（横田 博茂 君）

令和3年度の成果説明書にも課題は多いことが記載してあります。どうにか成果が出る方向へと導いていき、冒頭に申し上げた、人が来てくれるのかという不安解消に努めていただきたいと思います。

私は農業体験施設、皿山農産物直売所施設からの情報発信や、交流の拠点としての基本的方向性から、町の重要な観光誘客拠点としての位置づけを確実にし、事業の再構築や追加整備を念頭に置いた、さらなる投資が必要だと思えます。

観光とは、名所回りなど町なかを散策するだけではなく、イベントやスポーツ大会、キャンプの滞在や農産物特産品の購入など、総合的なものであり、人の流れと言えるでしょう。

農業体験施設はホテルのような施設ではないですけれども、佐々町のよい景色が一望でき安らぎを感じ、ほっとするよい施設だと私は思います。

スポーツでの合宿やキャンプ、子ども会の利用にはうってつけの施設です。また、天候にはよりますが、青空の下で聞くコンサートや演奏会など、文化事業にも最適ではないでしょうか。

そして、やり方次第では、もっと利用価値がある施設になる可能性を秘めています。皿山農産物直売所においては、利用組合に運営を任せられているようですが、運営改善に向けたサポートをしていく時期に来ているのではないかと考えています。

今こそ、これまで以上に予算を確保し、総合戦略に書いてある施策実現に向けた取組みを、具体的に着手すべきだと私は考えています。

これから新庁舎も建設されます。今後、佐々町は黙っていても注目されることになるわけです。同時進行で観光につながることには、力を注ぐタイミングだと思っています。町として、今後施策実現に向けた考えを施設ごとにお伺いしたいと思っています。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

農業体験施設につきましては、平成23年度に大型改修を行いましたので、それから11年たったということで、改めて改修が必要な箇所はあるわけでございます。

施設の運営につきまして、いろいろ住民のニーズに、先ほどお話がありましたように、やはり投資に見合うだけの活用がなされていないんじゃないかと私は思っていますし、やり方次第というのが、なかなかうまくいっていないということもあるわけございまして、投資に見合うだけ活用されなければならないと、それから成果を、使用を、掲げる、あるわけございまして、利用者を増加させるためにも、関係課との協議ということで、商工会とか、それから観光協会とか、民間の方を、この提携を図りながら、連携しながら、交流人口の拠点という人も、位置づけをしながら、利用しなければならないんじゃないかと思っていますので、こういう努力を、我々もやっていかなければならないと考えているところでございます。

それから、皿山農産物直売所につきましては、今、組合で経営しているわけでございますけど、平成16年の建設後に約18年経過しているということで、屋根とか外壁の補修が必要な時期に来ているわけでございます。

また、品物の品ぞろいについても、やはりいろんな面で不足しているところがあるということもお聞きしていますので、今後、直売所の活性化というのをやるためには、魅力ある直売所とするためには、利用組合との協議を行いながら、施設の活性化に向けた対応はやっていかなければならないんじゃないかと考えておりますので、どちらにしましても、2つは、せっかくこういうものがあるわけございまして、やり方次第ではもう少しうまくいくのではないかと考えていますので、町としましても十分検討して、今後運営というか、お願いをしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
3番。

3 番（横田 博茂 君）

現状のままでは何も変わりません。変化を期待するのであれば、予算に関して、検討を引き続きお願いしたいと思います。

次に、佐々町の施設についてお聞きしますが、いろいろと多くありますので、主として、農業体験施設についてお話しします。

観光に結びつくことに力を入れる場合、課題として上げられるのは、施設の整備、中心部施設の駐車場や、そして宿泊に関してではないでしょうか。

この中で、宿泊に関して例を挙げれば、大きなスポーツ大会を本町で行うとします。大会の開催はそれだけで、昼食や特産品などの購入があり、重要な観光だと言えます。遠い県外からの選手は、前泊を選択することになると思いますが、大会は佐々町だけれども、宿泊施設がないからよそに泊まるしかないということになるのでしょうか。これではもったいない。

しかし、佐々町には、唯一の宿泊できる農業体験施設を保有しています。佐々町にはいろいろな施設がある中、特に農業体験施設に関しては、町外の方から人気があり、もっとこうすればいいのにとアイデアを頂くことがあります。なぜもっと観光名所として売り出していないのかという声も数多くあります。

しかし、多くの方々に利用していただきたいと思う農業体験施設は、宿泊もできるのにもかかわらず、年々利用者が減ってきている状況です。

佐々町にお住まいの方で、知ってはいるけど行ったことがない方がいらっしゃいましたので、お聞きしたことを話しますと、そもそも利用する理由がないそうです。

その後、お話を伺った方は、たまたまイベントがあり、友人に誘われ、重かった腰を上げて来てみたら、すごくいいところだと初めて気づきましたということをお話しされました。

知らない方々が多くいること、例え良い施設といえども、利用してその良さに気づけなければ、価値は生まれないのだと認識しました。

このような話を聞いては、施設をもっと活用せずにはいられませんし、佐々町にある既存施設を最大限に活用して、町内はもとより、町外の方々との観光につながる取組みをやっていかねばなりません。

一つの取組みとして、町内にいろいろある既存施設の中でも、先ほど質問の中で申しましたが、財産の関係上、まずもって農業体験施設を観光の拠点と位置づける、そして農産物や加工品などによる新たな特産物の商品開発を進め、佐々のブランドとして、県外の市場を視野に売り出し、国内での商談会への参加など、収益性の高い産業を生み出して育成していくことを目標として、町自らラボのような場所を生み出すべきではないでしょうか。

宿泊できることを最大限に生かして、他市町からもスポーツ合宿やキャンプでの利用、また企業の協力を得てビジネス合宿など、多くの利用者呼び込み、農産物や特産品の販売店舗などが参入できるようにすれば、町民の皆さんが利用する憩いの場所となり得るのではと考えます。

利用者が、また訪れたい町、そして、また使いたくなるような施設へと生まれ変わらせることが、今後の佐々町観光につながるのではないかと思います。また、ふるさと納税にも十分関係してくることだと確信しています。

町として、観光につながる施設を活用した有効な施策はありますか。また、今後の展望はいかにお考えでしょうか。

農業体験施設に関しましては、具体的な提案をさせていただきました。ほかの施設も1つだけ、先日、外装改修工事が完了した町民体育館だけで結構ですので、同じ趣旨での回答をお願いしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

農業体験施設は先ほど申しましたように、23年度から学童農園ということで、名称を改めまして、自然の中で農作業等を体験しながら、健康増進、憩い、くつろぎの場などの機会を提供するというので、社会教育の場としての活用とか、農業の振興、交流、地域の活性化を図るための施設ということで位置づけてしているわけでございます。

先ほどお話がありましたように、やはり特産品開発というのも大変重要なところでございまして、本町では、木場のみずほ農産物加工所ということで、木場の婦人会のほうから、みそを中心に特産品の開発を取り組んだ経験があるわけでございますけど、その中で、みそとか、それから野菜の加工品とか、もろぶた寿司など、町民から大変好評をいただいておりますが、やはり会員の後継者がいないということで、高齢化にもよりますけど、現在は、施設が休止状態になっているということでございまして、農産物の特産品の開発とか、ブランド化を図るためには、農業体験施設を有効に利用するというのは、先ほどお話がありましたように、大変有意義であるのではないかと考えていますが、そのためにやはり農業者の育成とか、計画的に農産物の加工などをやっていかなければならないし、それから、後継者の育成も大事じゃないかと考えているところでございまして、議員が、先ほど御提案をいただきました、体験施設で新

たな特産品の開発を行う、ラボの機能を持たせるということで、佐々のブランドを全国に情報発信できる特産品を開発するということが、我々も大変望ましいということで考えているんですけど、これがなかなか厳しい、難しいというか、そこは今考えて、壁に突き当たっているところがございます、今後、十分考えていかなければならないと我々も思っているところがございます。

スポーツ合宿が、本町でもスポーツの少年団とかいろいろなのはやっているんですけど、宿泊施設も多分老朽化しております、なかなか厳しいところもあるわけがございますので、町としましても、そこを考えながら十分やっていかなければならないと思っておりますし、利用者が減っているということは、やはり老朽化もありますし、それから、食事の外部調達が出てくるわけがございます、そこも不便なところもあるわけがございます、今後こういう食事についても、町内の食料品店からの提供とか、いろんなことができないかどうか、そこも十分検討しなければなりませんと思っておりますし、販売店の参入とか、今現時点ではなかなか難しいんじゃないかと、いつも来るわけではないものですから、そこで売れるかどうかというのが、なかなか厳しいところがございますけど、やはり外部から食事提供といいますか、そういうことができないかどうか、考えながらやっていかなければならないと思っております。

どちらにしても、今、宝の持ち腐れといいますか、お話がありましたように、いかに魅力ある施設に変えていくのが、我々としましては十分考えていかなければならないし、それから、利用者を増やすためにどのような施策というのが必要なのかというのは、十分考えて、担当課とも協議をしながら、また、ほかのいろんな観光協会とか、商工会ともお話をしながら考えていかなければならないんじゃないかと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

あと一点。
教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

町民体育館を活用した観光への取組みということですが、議員もよく御承知のように、本体育館は本町のスポーツの拠点として、町民の皆様の利用のみならず、町外の方の御利用もいただいているところです。

なお、使用状況はコロナ前の令和元年で延べ2万3,930人、コロナであった直近の令和3年で1万8,614人と減少しておりますが、きっとこれは取り戻せるだろうというふうに思っております。

町民体育館が観光の一翼を担うということについては、大いに歓迎しているところでございます。また、改装したことにより、各種スポーツ大会に活用され、交流人口が増え、観光にも寄与できるのではないかと期待しているところです。

現在でも、スポーツ合宿に活用された例が数件あります。ただ町民体育館は、町民の方が、主にほぼ毎日御利用いただいておりますので、スポーツ合宿等を行う場合については、その調整が必要になるとは思っております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

3番。

3 番（横田 博茂 君）

引き続き、利活用の検討に期待をいたしております。

それでは、佐々町の観光についてお聞きします。

他市町の自治体CMも多く見るようになってきました。やはり今後の高齢化や人口減少に対する、未来を見据えた対策の一つではないだろうかと考えます。

時代の移り変わりを感ぜずにはいられない今、佐々町も取り残されるわけにはいきません。小さな町には生活道路が1つ変わり、人の流れが変わっただけでも、小さな店舗は廃業に追い込まれることもあります。

今こそ未来のことは見据え、今以上に、多くの人たちがこの町に繰り返し訪れるよう、また、農産物や特産品など、町内での購入を促せるように、佐々町の価値、すなわちブランド力を向上し、誘客のためアイデアを出し合わなければなりません。

しかし、佐々町ブランドの向上や推進については、行政だけでは到底なし得られるものでないことを承知しているところです。SNSをはじめ、メディアを活用して、より多様な情報を積極的に発信し、情報発信による佐々町のブランド力推進も重要なことではあるのですが、私は、町民の皆さん一人一人に、佐々町をPRしていただくことが、最も有効な佐々町のブランド力の推進につながるようになるのではと考えています。

では、町民の皆さんは、一体どのようなPRに協力すればいいのでしょうか。

清掃や草刈りなどのボランティア活動は助かります。とてもありがたいことです。ですが、もっと多くの町民の皆さんに協力してもらうためには簡単なことでよいのです。佐々町で感じていることを、誰かに伝えてくれればそれでいいのです。

しかし、いいところだよと、仮にいくら周りに伝えてくれても、町の風景やその施設が、訪れる方々の感覚、物事の捉え方に応対していなければ、全て無駄、逆効果です。

具体的に言うと、整備の状態が悪ければ、人によっては悪いイメージを持たれ、ブランド力の推進につながるどころか、誘客も見込めません。他市町から来町される方の気持ちを考え、目に見える例を挙げれば、桜や植物などの手入れ、トイレなどの設備がきれいで整っていると、各地きれいに草刈りができているなどでしょうか。

現状も手をかけ取り組まれてはいますが、利用者目線で、さらに適切に町なかの整備や既存施設の充実を図っていくことは、これから先の観光誘客を考える上で重要なことだと思います。

町民の皆さんはもちろんのことですが、町外の方々に何回も訪れたいと思っていただけるような、佐々町の観光PR活動には、町民の皆さんと、佐々町という堅実な後ろ盾が必要なのです。

佐々町はよい町です。しかしもっと高みを目指していきたいですし、目指すべきだと思います。

本日は価値を表現する言葉で、ブランド力という言い方で質問しましたが、それは目に見えるものでもなく、単純に効果が出るものでもありません。しかし、何かしら考えながら取り組まなければ、一向によいイメージというブランド力はつかないものです。

近い将来、西九州自動車道路がつながります。町民の不安を解消し、開通後に希望へと変えていくには、佐々町と町民の皆さんとがともに手を取り合い、話に耳を傾け協力し理解して、今から観光誘客に努めていく必要があります。

最後の質問になりますが、今後、佐々町のブランド力推進と観光誘客に向けたお考えをお聞かせください。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

議員がおっしゃいます、町のブランド力の向上というのは、一朝一夕にはいかない問題であ

るか承知しているところでございます。

しかしながら、様々な形で、今まで情報の発信を行ってきたわけでございますけど、飛躍的に、町の知名度が向上するという成果が残っていないのではないかと考えているわけございまして、やはり議員の御提案の、町民の方々に町をPRしていただく方法というのは、大変有効だと思いますので、今後やはり町民向けの情報発信などを、広報紙などで行いながら、PRをお願いをしたいと考えているところでございます。

またあわせて、対外的なSNSとか、情報発信についてもフォロワー数が拡大するような、引き続き努めてまいりたいと考えているところでございまして、先日行われました河津桜・シロウオまつりの際は、数件のテレビ取材が行われたわけでございますけど、放送後に多くの問合せが、お電話をいただいたということで、町内の飲食店にも多くのお客様がお越しいただいた、シロウオ料理を食べにお越しいただいたということで聞いておりますので、今後、やはり積極的な取材への協力をしながら、取材の提案などもやっていかなければならないのではないかと考えているところでございまして、観光、誘客に向けた考えということは、町内には1年を通して、大きな集客を見込める施設などがないわけでございますけど、季節ごとに、既存の施設を使った誘客を行う必要があるのではないかと、今考えているところでございまして、今は春の風物詩であるシロウオ漁とか佐々川沿いの河津桜が観賞できる季節でございますけど、シロウオ漁体験というのは、町外から多くのお客様にお越しいただきましたし、河津桜についても、観賞に、県外ナンバーの方がたくさんお見えになられたということでお聞きしておりまして、テレビ放送も多分何回かあったと、私も見ているので、多分そのテレビの影響というのは大きかったんじゃないかと思っていますし、やはり情報発信を充実させながら、季節ごとのイベントとか風景をPRして、誘客をしていかなければならないのではないかと考えているところでございまして。佐々町というのが多くの、皆さん御存じのように、ボランティアの方が大分協力をしていただいておりますので、現在の環境をつくり上げていただいているのではないかと思いますので、やはりその方々のサポートにも力を入れなければならないと考えていますし、施設の充実という点では、新しい施設をつくることはなかなか厳しいわけでございますけど、不備がある施設については、利用者の方の目線で早急に対応をしながら、観光客にも来ていただけるようなまちづくりといえますか、それを増加できるように、まちづくりを進めていかなければならないと考えていますので、どうぞ今後とも御協力いただけますようによろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
3番。

3 番（横田 博茂 君）

非常に理解いたしました。ありがとうございます。

どの自治体も人口減少が問題とされる今、佐々町では微増ではありますが、住民が増えてきている状況です。

そういう意味では、町長お考えの施策は、功を奏していると思います。

町長におかれましては、今後ともお体には御自愛をいただきまして、住むならさぎで、活気あふれる佐々町と、多くの人たちが訪れたいまちづくり、行くなら佐々、実現のため一層の御努力と御尽力を賜りますよう期待して質問を終わります。ありがとうございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、3番、横田博茂議員の一般質問を終わります。

20分まで暫時休憩といたします。

(15時09分 休憩)

(15時20分 再開)

— 日程第6 一般質問（橋本義雄議員） —

議長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一問一答方式により、8番、橋本義雄議員の発言を許可します。

8番。

8番（橋本 義雄 君）

それでは議長のお許しが出ましたので、通告書に基づき一般質問に入らせていただきます。今回は、スポーツによるまちづくり・イベントについて、道路管理について、町内会活動支援についてを質問をいたします。

まず最初に、スポーツによるまちづくり・イベントについてであります。中学校の部活について、町としてどのような指導、助成をなされているのか、また、地域のスポーツクラブについての育成支援をしていると第7次総合計画にあるが、どのような育成支援をされておられるのか、まずお聞きしたいと思います。

議長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

中学校の部活動の指導としては、平成31年4月に策定した、佐々町の運動部活動に係る活動方針、いわゆる部活動ガイドラインに従って、合理的で効率的な活動や適切な休業日の設定等について指導を行ってまいりました。

また、助成としては、遠征や中体連参加時の交通費の助成、中体連負担金の助成、主に部活動ユニフォーム購入等に関わる助成を行っております。

また部活動で、町内施設を使用する場合は、使用料の免除も行っているところです。

地域のスポーツクラブとは、第7次総合計画では、総合型地域スポーツクラブのことをいっておりますが、議員質問の趣旨である体育協会やスポーツ少年団のことで答弁いたします。

佐々町体育協会と佐々町スポーツ少年団についてでございますけれども、それぞれに助成金を交付するとともに、体育文化振興基金によって、遠征事業費の3分の2を助成しており、大変喜ばれているところです。

また、スポーツ少年団については、年に1回指導者講習会を開催しております。

以上です。

議長（淡田 邦夫 君）

8番。

8番（橋本 義雄 君）

小中高の10代の多感な時期のスポーツ活動は、生涯にわたってスポーツを楽しむ、それをつくると同時に、体力を大きく伸ばす可能性を秘めた重要な時期であります。

そういうことで、学校運動部活指導者として、どんな指導者にどんな教育といえますか、教

育をされているのか、そのことによって、今の伸び盛りの中学生が本当に伸びていくし、また、スポーツを愛する心が、その中学の時点から備わるわけですから、そういった人の指導をする立場として、どういう教育をされているのかをお尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

直接的には、県教委が開催いたします、スポーツ指導に関する研修会に教員が参加しておるところでございますけれど、議員御指摘のように、スポーツによって子どもたちが自らの可能性を伸ばしていく時期でございます。

私の指導としては、今の部活動の指導については、締めつけるとか、強制とかそういう形ではなくて、子どもたちが、自分たちで考えて、運動に取り組んでいくようにという指導を、心がけるようにということを、校長会議を通じて指導しているところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
8番。

8 番（橋本 義雄 君）

子どもさんたちは、やっぱり夢を持たせんばいかんということで、この前、先日、五島のほうで、オリンピックの選手、桐生選手ですか、迎えて、そういった指導をされたり、そういったことをすることによって、やっぱり子どもたちも一生懸命、それに向かっていく姿勢が出るんじゃないかと思うんですけども、そういったことは考えておられないんですか。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

私も夢を持たせるということで、コロナ前は、オリンピック選手であった方を小学校に御招待して、陸上競技の指導をしていただいたという経緯がございます。

また、これもなかなか開催できずにおるわけですが、両小学校の競技会等を行ったりしているところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
8番。

8 番（橋本 義雄 君）

それと、やっぱり指導される方の育成といいますか、そういったものも大事になってくるんじゃないかと思えますし、その指導者の人たちに、そういったアスリートの人たちの懇談しながら、そこに知識とか、技術を身につけてもらって、よりよい指導をしてもらうという考えはありませんか。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

指導者、教員については、先ほど申しました、県教委が開催する研修会等に参加させているところですが、先ほど申しましたスポーツ少年団については、年に1回の指導者講習会等に、町内外のスポーツに関わっておられる方のお話をいただいたり、けがの事故時の対応の話であったり、そういったことを題材として行っているところでもあります。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
8番。

8 番（橋本 義雄 君）

それと、学校部活の顧問と地域の体育協会の指導者との連携と申しますか、そういったことについては、どういうふうに指導されていますか。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

部活動によっては、体育協会とスポーツ少年団が合同と申しますか、合致した形で練習をしている部はあります。

しかし、いまだ十分とは言えない状態だろうというふうに、私自身思っておりますので、これについては、部活動の在り方検討委員会等を開催したいなというふうに考えておりますので、その中でより連携について、御意見を聞きながら、進めていければなと思っておりますのでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
8番。

8 番（橋本 義雄 君）

ありがとうございます。

そういうことで、是非、子どもたちの夢を持たせるような指導の体制でやっていけると、アスリートにつながる選手が出てくるんじゃないかと思っております。

中学校の実績にしてみれば、全国3番になった駅伝の経過があると聞いております。そういったことで、頑張っていたらと思っております。

それから、地域のスポーツクラブについてはどうですか。育成をしておられると思うんですけど、地域のスポーツクラブについては、どう考えておられますか。

地域のスポーツクラブ。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

地域のスポーツクラブというのが、先ほど答弁いたしましたように、大きくは体育協会と佐々町のスポーツ少年団の2つになろうかなと思っております。

そのことについては、いろんなもので助成をしたり、指導者講習会を開催したりして、助成をしているところでございます。

熱心な指導者の方、保護者の方の活動によって、佐々町のスポーツ活動を支えられていると感謝しているところでございます。

以上です。

議長（淡田 邦夫 君）

8番。

8番（橋本 義雄 君）

例えば、個人的に野球を教えたり、そういった地域でしておられる方おられます。そういう人たちの支援というのはいないですか。

議長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

確かに、個人的に教えておられる方もいらっしゃると思いますが、私どもが対象としておるのは、スポーツ少年団、一応組織だったものについての助成ということで考えておるところでございます。

そういう活動をなさっている方、非常に子どものことを思って活動しておられることだろうと思っております。もしお気づきがあれば御連絡いただいて、助成は難しいにしても、お礼だけでも参上したいなとは思っております。

以上です。

議長（淡田 邦夫 君）

8番。

8番（橋本 義雄 君）

分かりました。

それでは、次に移ります。スポーツに親しむ習慣、意欲・能力の向上を図るため、スポーツ推進委員を中心とした、魅力的なスポーツイベントを充実させるということがありますが、具体的にどのようなスポーツイベントなのか、またスポーツ推進委員は何人おられて、どのような活動をされているのかというのを教えてください。

議長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

現在、スポーツ推進委員としては15名の方に委嘱をしておるところです。

そして、そのスポーツ推進委員さんの役割は大きく2つございます。簡単に言うと、一つは町民に対するスポーツの実技指導というところでございます。スポーツ推進委員さん自身がバ

トミントン等のスポーツクラブの指導を行っておられます。

今一つはスポーツ振興施策の推進でございます。これはスポーツ推進委員さんが、町等が主催する町内対抗ソフトボール大会や町民運動会、ジョギングフェスティバルの運営スタッフとして、大会の運営にあたりたり、独自事業として、年に10回小学生を対象とした陸上競技やドッジボール、ニュースポーツを行う、佐々っ子スポーツ塾があります。また、青年者を対象とした体力テストも行っておられるところです。

第7次総合計画における、魅力的なスポーツイベントの充実は、昨年5月に行った聖火リレー等のイベントや、現在行っているジョギングフェスティバル、町内対抗ソフトボール大会や町民運動会や佐々っ子スポーツ塾等において、スポーツ推進委員さんの活動とタイアップした、魅力アップを行っていきたいと考えているところです。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
8 番。

8 番（橋本 義雄 君）

分かりました。スポーツ指導員さんも、大変な仕事をなされていると今思いました。しかしながら、やはり小中高の将来がかかっておりますので、そういった人たちについては、指導者の育成といいますか、その研修とか、そういったものについては、どういうふうにされておられるんですか。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

指導者の方につきましては、手元に予算の資料がございませんけれど、資格を取るための研修会に対する助成等は行っております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
8 番。

8 番（橋本 義雄 君）

分かりました。そういった指導者の大変な仕事と思いますが、やっぱりそういったことが、その人たちの力が佐々町のスポーツを繁栄させていくというふうに考えますので、そういった指導についてもよろしく願いいたします。

ということで、次に移ります。

第7次総合計画の健康増進、具体的に取組みの中に、佐々川沿いを生かしたウォーキング等、健康プログラム、イベントの企画とありますが、非常によいことだと思っておりますし、今コロナ禍の中で、地域が、行事ができなくて冷え込んでおります。

そういった中で、一番そこに取り組んでいけるのは、ウォーキングじゃないかなと思いますので、それを考えたときに、佐々町のウォーキングの目標値がちょっと低いんじゃないかと考えます。

地域で開催されても、100人が集まるような状況でありますので、各町内会、各地域のウォーキングを推進してもらって、そこを束ねたところで開催をすれば、大きなイベントになるうか

と思います。その点はどうか考えるでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

ウォーキングが団体で、今なかなかやっというところ、うちもやる予定があつていますが、やはり個人の方々が、自分たちの健康づくりのためにグループとか、個人で個々に取り組みをなされている様子ということで、町内各所で見られますし、そこから佐々川の桜づつみでもたくさんの方がウォーキングをしておられるということで、健康づくりに対する意識の高さというのは、大変高いものがあるんじゃないかと、我々は感じているところでございます。

県においても、ことしの2月1日から長崎の健康革命ということで、長崎県の健康づくりアプリを配信しております、ウォーキングなどの、県民の皆様が健康づくりの推進について取り組みがなされているところでございまして、多世代包括支援センターにおけるウォーキングの健康づくりというのを、毎週の金曜日に行っておりますエクササイズ参加の方々を対象に、月1回のウォーキングの日を設けて、町内を歩くようにしているところでございまして、議員御指摘の毎年の3月に開催しておりますウォーキングイベントも、食育の普及とともに長年実施をしているところでございます。

しかしながら、近年の新型コロナウイルスの感染症の感染拡大のために、様々なイベントが制限されているということで、多世代包括支援センター等におきましても、各種の健康教室やウォーキングイベントについても、人数の制限をしながら、規模の縮小を図りながら中止とか縮小とか、余儀なくされているところでございます。

計画の中にありますウォーキングのイベントの目標値である参加人数が低いというのは、指摘が今ありましたけど、策定の参加状況から目標としたものでございまして、町としましても、一人一人が多くの方がイベントに参加していただいて、健康づくりに関心を持っていただけるような機会になるように、広報紙とかホームページ、ポスターとかチラシ等で皆さん方にお知らせしながら、やはり町内会とか地域のグループを周知しながら、様々な年代の方が集まっていって、健康づくりの意識を高めるように持っていかなければならないと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
8番。

8 番（橋本 義雄 君）

ウォーキングというのは、子どもさんから高齢者まで、全部が参加できるスポーツでありますので、できたらそういった各地域に推進しながら、そして行く行くは、そうした1,000人を超すぐらいのウォーキングを佐々川沿いでしたら、すばらしいジョギングコースがありますので、そういうふうな大きな視野で見てもらえればと思います。

そういうことで、いつも町長には言っているわけですが、佐々川沿いのウォーキングするところの、まだ整備されていないところがあります。それ計画はなされていると思うんですけども、やはりそういったものも並行して言えば、佐々橋から上の川沿いも何回か質問を出しましたし、それから計画も立てておられると聞いておりますので、そういったものもあわせて整備させていただければと思いますが、どうですか。

議 長（淡田 邦夫 君）
建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

今、御質問されました、佐々橋から新佐々橋間の河川横の道路のことをおっしゃられているかと思うんですけども、その分につきましては、今、県要望等で挙げておりまして、県のほうで今整備する方向で計画しているということで、お話を聞いております。
以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
8番。

8 番（橋本 義雄 君）

分かりました。早く整備されるといいなと思います。それと同時に、ウォーキングが盛大に行われるようなイベントをしてもらえればと思います。

次に移ります。

地域住民総出でにぎわいを見せていた伝統ある町内マラソン大会も、お世話をされていた町内会長の意見も聞かずに中止とされ、代わりに行事を探しますと議会への報告がありましたが、その代替りの行事は見つかりましたか。見つければ教えてください。

また、以前、佐々川をメインとした、いかだ下りといった行事がありまして、それは大変にぎわったことを覚えているわけですけども、そういった住民と一体となったイベントは考えておられないでしょうか、お聞かせください。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

町内駅伝に代わる多くの町内会に喜んで参加していただける行事の選定は、非常に難しく、現在のところ、新規の事業、行事を具体的には考えきれておりません。

教育委員会だけで考えることは難しい状況であることから、来年度は、町民運動会の開催年度でもあり、町内会長さん方にある実行委員会が、数回開催される予定となっていますので、その中で御意見や御要望をお聞きしたいと考えているところです。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
8番。

8 番（橋本 義雄 君）

そしたら、もうそういったイベントとか考えていないということですね、今のところ。

できたら、佐々川を中心としたまちづくりでありますので、佐々川沿いでそういった行事ができないかなということを考えるわけですけども、例えば、いかだ下りじゃなくても、そういった佐々川沿いの行事といいますか、それはちょっと皆さんで考えればできるんじゃないかと思うんです。

例えば、その佐々橋から下、満潮時期の河川敷、桜づつみ辺りのところでもできるし、また、市瀬の横手井堰がたつたときには、それから正興寺橋の間でも、そういった川のイベント

というのは、場所的にはできると思うんですけども、そういった考えをしたときに、やはりもう今コロナで冷えてますから、そういったイベントをもって、そして、昔の町内会のにぎわいを深めていくような、取り戻すような行事を考えてもらいたいと思うんですが、どうですか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

佐々川を中心とした、活用するイベントをするということは、大変いいことではないかと思えます。

しかしながら、やはりこの3年間というのは、コロナ禍でございまして、団体で行動するということがなかなか考えなかったもんですから、個人で今行動しているということがあったもんですから、そういう考えがなかったんじゃないかと思っております。

今後どうするのかというのは、佐々川を利用したイベントができないか、十分考えて検討しなければならぬと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
8番。

8 番（橋本 義雄 君）

分かりました。そういったことであれば、やはりもうコロナで仕方ないですけども、もうそれを脱皮しながら、だんだん昔の地域の活動に戻していくためのイベントというのも、今から考えていかにばいかにのじゃなからうかと思えます。

そういうことで次に移ります。

道路管理についてであります。最近道路の管理不足で事故が起きて、賠償問題なども起こっております。

そこで提案ですけども、各地に道路に詳しい人はかなりおられると思うんです。その人たちの力を借りて、道路パトロール班をつくって、事故防止に努めたらどうかと提案するわけですから、どうでしょうか。

それから、春から夏にかけて道路沿いの草が生い茂ります。そこで、地元の元気な人たちに草刈りをする、地域委託制度というのを設けたらどうかと思うわけです。

地域の道路をきれいにするために、地域の力を借りてやるということはいいいことじゃないかなど。どうでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

まず、道路の管理についてですけども、1問目の道路のボランティアでの道路パトロールの班をつくったらどうかという件なんですけども、町道の破損等の管理につきましては、建設課職員による定期的なパトロールや、現場への往復時等において、道路監視に努めているところでございます。

また、道路維持補修員の現場作業の往復時にも監視を行うように指示をしているところでございます。

また、大雨や台風の後には、町内全路線の確認を行っており、道路の確認、状況確認とあわ

せて、落石や倒木処理などの改善に努めているところでございます。

町といたしましては、道路を常時良好な状態に維持するよう努めるところですが、路面の状態は、交通量や降雨などの影響を受け、日々変化しておりますので、全ての道路の損傷等を把握し早急に発見することはとても厳しい状況にもあります。

そのために、町内会長や住民の皆様が普段の生活で使用されている道路において、損傷している箇所や危険と思われる場合があった場合、建設課へ連絡をいただくために、町のホームページに連絡先やまちづくり提案箱を設置するなど、住民を対象とした周知活動を行っているところでもございます。

また、佐々町と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定を結んでおり、協定項目の一つといたしまして、日本郵便株式会社の職員が発見した、道路の損傷等の情報を提供していただくこととしております。実績といたしまして、令和2年度には1件の情報提供もあっているところです。

議員御提案の、各地域の道路に詳しい方に、ボランティアで道路パトロール班を設置したらどうかという御提案につきましては、パトロール中の事故等の問題等も想定されますので、厳しいのではないかと考えておるところでございます。

町といたしましては、町民の安全確保のため、道路監視の効率化及びその精度向上のため、住民からの情報提供がしやすい仕組みづくりなど、さらに精度を上げるための研究を行っていく必要があると思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

それと、2点目の元気な人たちに、草刈りをする地域委託制度を設けたらどうですかということなんですけども、町道の維持管理につきましては、令和4年度より町道除草工事として業者に発注し、除草作業を行っているほか、道路維持補修班で対応しているところでございます。

除草作業の繁忙期などは、シルバー人材センターに委託し対応するなど、町道の維持管理に努めているところでございます。

また、町内会や愛護団体が行う、道路等の除草や清掃活動に対し支援を行っているところです。住民の方々の御協力によりまして、町道の環境美化に努めていただいていることと認識しております。とても感謝しているところです。

令和4年度の取組みといたしましては、除草の繁茂が著しい道路脇の斜面等で、除草作業を行う上で、危険を伴うような場所につきましては、年次計画により、防草シートを付設するなどして、除草面積を減らす工夫を行っているところでございます。

議員御提案の地域の元気な人たちに草刈りをする、地域委託制度を導入するという御提案につきましては、委託となりますと、申請書及び申出書の提出や作業完了報告など、事務手続も伴いますので、地域団体の皆様へも事務が増えることも想定されます。町内会での活動や愛護団体への支援制度を活用していただくことが望ましいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

以上です。

議長（淡田 邦夫 君）

8番。

8番（橋本 義雄 君）

まず、最初の問題ですけども、そういった今事故が起こっているからそういう提案をしたわけです。皆さんが今から注意して、そして事故の起こらないような体制をとって、職員又は作業班、そして郵便局と、それから町内会長、そういった人たちがちゃんとそういう趣旨を伝えておれば、それは間違いなく、こういう制度はつくらんでもよかとかかなと思いますが、やはりそういった人たちは、いつも道路を見ながら通っている人たちが各地域にはおりますので、そ

ういう人たちも含めた中で、連絡をくださいというぐらいの、町内会にそういった報告事項を、そういったときには、必ず連絡をくださいということであれば、その制度で強化すれば、事故は起こらないのかなと思いますけども、やはり事故というのは、思わぬところで起こりますので、その点については、そちらのいう制度でやっていただければと思います。

それから次の、道路の委託制度というのが全国的にちょっとあるわけです。そして、そんなお金がかかる制度じゃありません。ちょっとした実用的なものだけ、予算はあんまりかからない、実費程度を払うというような形で、いろんな制度についてもあります。

そういうことで、もしよければ、町長、こういったことも取り入れていくと、地域も元気になるし、そして地域の力がまた佐々町の「住むならさざ」につながってくるんじゃないかと思うんですけども。どうでしょうか、町長。考えてもらえませんかでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

除草とか清掃活動というのは大変いいわけでございますけど、やはりいろんな危険を伴うところもあるわけございまして、なかなかこれを制度でやるというのも厳しいわけございまして、もう少し検討させていただきたいと思っておりますし、それから、町内会活動とか愛護団体とかの支援制度がありますので、それを活用していくのが筋ではないかと思っておりますし、また別の面で御協力をいただければと思っておりますし、やはり町の管理する道路というのは、町でやっていかなければならないということで考えておりますので、どちらにしましても、やはり皆さん方に御迷惑をかけないように、町として十分管理をできるような体制でやっていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
8番。

8 番（橋本 義雄 君）

そうすれば、もう管理は町に任せてくれと、そういうことで、今から夏にかけて、草が生い茂ることはないということですよ。そういう管理をするということですよ。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

道路管理はいろいろあるわけございまして。

現状は目視でやったり、いろんなことをするわけございまして、やはり道路の異常箇所には、今後は、監視の制度といいますか、そういうことの効率も上げるために、やはり管理表というのは作っていかねばならない。

管理表を作りながら、管理をしている場所を定期的にパトロールをするということが肝要でございまして、やはりそういう道路の状況というのを素早く把握しながら、迅速な対応をするということで町としてはやっていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
8番。

8 番（橋本 義雄 君）

分かりました。そしたら、そういう流れで、ことしの草刈りをちょっとみときます。そういうことで、この質問は終わらせていただきます。

次に、町内会活動支援についてということで、佐々町では32の町内会があり、それぞれ地域で頑張っておられます。

そこで、町内会活動の中で、事務的なものは町内会長をはじめ役員、団体といいますと老人会、婦人会、子ども会、生産組合、宮総代、地域デイサービスなどありますが、ほとんど自分のパソコンで事務をなされております。そういうことで、もうそろそろそういった集会所にもパソコンの設置を考えてもいい時期じゃないのかなと思います。

というのは、コロナ禍でほとんど公民館活動ができていない状況にあります。そうするときに、やはり公民館にそういったものを設置することで、公民館に来てもらう、そして活動もまた再開してもらう、そのための一つの起爆剤になったらどうかと思いますし、そういう予算もかかりますので、早急にどうのうじゃありません。できたらそういうことを前向きに考えていったらなと思いますが、どうでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

ちょっと待ってください。

まもなく4時になります。8番議員の一般質問が終わるまで続けさせていただきます。延長いたします。

総務課長。

総務課長（大平 弘明 君）

まず、最初に、令和2年から続くコロナ禍におきまして、活動制限の下、32の町内会、役員の皆様、それから住民の皆様には、それと地域の皆様には、生活支援や環境の整備など、継続した町内会活動に精力的に取り組んでいただいておりますことに心より感謝申し上げます。

議員お話のとおり、現在32の町内会があり、各町内会では、地域の特色を生かしたそれぞれの活動を行っていただいているところでございます。

町内会活動における資料や広報物等につきましては、町内会長をはじめ、役員の方々に作成をいただいていることと存じます。また、それぞれの団体、先ほどお話がございましたように、老人会、婦人会、子ども会、生産組合、宮総代、地域デイサービスなどの皆さんにおかれましても、各自で所有されているパソコンで資料等の作成をされていらっしゃるものと存じます。

さて、議員御提案の町内会集会所へのパソコンの設置について、とても貴重な御意見だと思います。一方で、町内会共有のパソコンの設置となりますと、様々な団体が1台のパソコンを使用することを想定した場合、個人情報等の取扱いや、共有できる情報と共有できない情報など、利用履歴を含めたデータなどの管理が困難な側面もあるところでございます。当然、パソコンやプリンターなどハード面の機器の管理も必要となります。

現状では、町内会等から導入に向けた御意見や御要望等はあっておりますが、議員御質問の趣旨につきましては、今後、町内会とも意見交換を行いたいと考えております。

町内会活動は地域コミュニティの中心的な存在であり、住民自治における福祉の向上を担う重要な組織であると認識しております。町としましては、町内会活動の円滑化、活発化の向上に努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
8 番。

8 番（橋本 義雄 君）

なかなか簡単にはいかないと思いますが、やっぱりその人たちが寄って集会をしたときに、また修正をし、また行事を組み立てたときに、すぐデータをつくって、そこに配られる、そういう仕事がさっとできるんじゃないかなと、いろんな問題はありますが、そういうことで、そろそろそういう考えが出てくるんじゃないかなということで質問をいたしました。

議会も今度はタブレットが導入されます。そういったITの時代になりますので、それとやっぱり公民館活動の中に、公民館に寄って、そして活動していかれるというのが一つの目的でありますので、それを活発化するための一つ的手段として考えていけばなと思っておりますので、そこを御理解いただきたいと思います。

私の質問はこれで終わります。

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、8番、橋本義雄議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会とします。

（16時02分 散会）